

議会改革特別委員会会議録

[平成22年 7月12日開催]

南あわじ市議会

議 会 改 革 特 別 委 員 会 会 議 録

日 時 平成22年 7月12日
午前10時00分 開会
午後 3時17分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（9名）

委 員 長	原 口 育 大
副 委 員 長	熊 田 司
委 員	谷 口 博 文
委 員	出 田 裕 重
委 員	柏 木 剛
委 員	阿 部 計 一
委 員	楠 和 廣
委 員	森 上 祐 治
委 員	蛭 子 智 彦
議 長	川 上 命

欠席委員

なし

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	瀧 本 幸 男
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也

II. 会議に付した事件

1. 前回委員会での調査結果について…………… 3
2. 重点検討項目について…………… 17
3. その他…………… 57

III. 会議録

議会改革特別委員会

平成22年 7月12日(月)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 3時17分)

○原口育大委員長 おはようございます。

ただ今から、第9回の議会改革特別委員会を開催いたします。

足下の悪い中、今日は午前10時の開会ということで、たくさんの項目を挙げておりますけども、じっくりと腰を落ち着けて審議をお願いしたいなと思います。

それではよろしくお願い致します。

まず次第に沿いまして、前回の検討結果につきまして、一応資料としましては、A3の資料で下のページ数で8ページになりますが、前回検討しました議案に対する各議員の対応の公表について。それと一般質問の録画配信についてを前回の検討結果について、まとめておきたいと思います。

まず、8ページの議案に対する各議員の対応の公表について。この黄色い色で書いてありますところが検討状況になっています。

まず、朗読させてもらいますが、前期の検討結果としましては、「起立表決での各議員の賛否の公表は前議員合意の中での実施が必要であり、どのような位置づけで実施するかなど、議会広報広聴特別委員会から掲載の申し出もあるため、前向きな方向で検討する。なお伊賀市議会、栗山町議会は議会基本条例に賛否の公表を規定して実施している。」というのが前期の検討結果でありました。

6月29日の第8回委員会におきまして、ここに①から⑤のような意見がありましたので、掲載をしております。

まず①「賛成、反対を公表することは、時代の流れではあるが正確に公表することが大事」、②「賛成、反対の採決結果だけでは、議員の判断理由まで伝わらない」、③「議員の判断理由を伝えるには、討論が必要」、④「公表する議案については、全議案、全員賛成でない議案のみ、重要な議案のみ等各種意見が出された」、⑤「この件については、会派へ持ち帰り、再度継続協議」が必要であるということでした。

その下に3点ほど、私のほうでまとめたものがあります。

まず、①「議会広報での公表は、正確さが絶対条件であり、確認方法の確立が必須」、②「重要な議案について賛否を公表した場合には、議案の重要度の判断が難しい」、③「起立採決では、議員マナーの向上が基本」というふうに上の意見をまとめさせていただきました。

そんななかで、会派の中でその結果に対して検討いただければと思ったんですが、ご検討いただいたようなところは、ご意見ありますでしょうか。

ゆづるはクラブでは、ごく簡単に意見交換をしたのですが、その雰囲気としましては、

現行どおり公表はしないが、起立マナーの徹底を議員に求めるべきであるというふうな、結論とまではいかなかったのですが、そのような雰囲気でした。

検討結果の仕分けについては、今日はまた改めて会派のほうでも今日のまとめ等について意見交換をしていただいて、方向性を最終的にまとめていただければと思うのですが、今報告したことについて、ご意見を伺っておきたいと思います。

いかがですか。

今、現行の起立採決をやっている。必要なものは記名投票という方法もあるし、記名投票という動議もあるわけで、それぞれ議会のなかでどういう扱いがいいかということもされておるといってもあれば、起立することによって、それで見ている人からはっきりわければですね、それでいいのかなという思いもしております。

他市の状況からいくと、伊賀市であったり、栗山であったり、それぞれホームページで公表したり、広報紙で公表したりしています。

柏木委員のほうから、資料をだしていただいておりますので、これは小松島市の資料かと思えますけども、柏木委員、説明していただいてもよろしいですか。

柏木委員。

○柏木 剛委員 このA4、3ページを用意したのは、前回広報紙の編集上、紙面がどうかという話が出たので、丁度、今年の1月にだったですけども、東かがわ市と小松島市に広報委員会として視察に行ってきたので、そのときにもらった資料です。

3枚あるのですが、1枚目は南あわじ市の前回の同じパターンになると思うのですが、定例会の議決結果一覧ということで、件名があって、議決結果、原案可決という、こんな表現をしているのが南あわじ市の現状です。

次の紙が議員の賛否表をやっている小松島市の例です。縦に議案が並んで横軸に議員が並んで、白丸か黒丸かっていう、こんな表現をしています。中身の話は別にして、紙面スペースとしては、必ずしもページが増えるのではないですよという資料です。

次のページが同じく公表しています東かがわ市です。サンプルとして見てもらったらいいと思うのですが、これは横軸に議案を出して、縦軸に議員の名前があって、賛否を黒丸白丸で表現しています。イメージとして見てもらえればと思います。

前回出ていました、広報上のスペースはどうかという事に対するひとつの方向として、ご参考までにご用意いたしました。

以上です。

○原口育大委員長 ありがとうございます。

広報広聴委員の立場で、今、そういったスペースのことにに関して、参考資料を提供いただきました。私も伊賀市なり、栗山のほうを調べてみたんですが、栗山については、今の

小松島とよく似た感じで、ホームページで個人ごとに詳しくマルバツで公表をされています。

伊賀市については、もっと詳しく、ただ賛成の数、反対の数と名前、欠席者の名前ということについては、書いて、討論があった場合は、賛成反対を書いたものを広報紙2ページ程度を使って報告をされていました。

スペース的には今、紹介いただいたものと変わらないぐらいでやっていただいているのかなあと思います。

広報に載せることについてのスペースの問題はないと思うのですが、広報に載せるべきかどうかという部分については、やっぱり議会のほうで判断しないと、なかなか委員会のほうでは難しいのかなというふうに思っております。

最終的には会派代表者会とかに相談願わないと結論として、ここで打ち切るというのも難しいと思うのですが、今まで出たことでご意見は特にありませんか。

楠委員。

○楠 和廣委員 うちの場合、まだ会派でこの報告とこの件についての議論はしていませんが、たまたまこの改革に4人いるわけですが、もう2人おるので、またいずれ近いうちに会派で検討したいと思っております。

○原口育大委員長 出田委員。

○出田裕重委員 議論の整理をする前に、市民連合さんのね、5名会派されているのですが、その辺はどういうスタンスでこの委員会が立ち上がった経緯もあるし、その辺はどうされようとされていますか、委員長は。

意見集約というか、全協なり、そういう場もあるとは思いますが、特別委員会の位置付けもあると思うので、その辺をもうすこしだけ整理をしておいたほうがいいのではないかと。特別委員会である程度の方針を出すなら出す、全協に諮るなら諮る。今、会派代表者会という声も出ましたので、その辺の位置付けをもう一回整理しておかないといけないと思うのですがね。

○原口育大委員長 確かに、参加いただいていない会派があるので、特別委員会ということでは、参加していないところは放っておいていいのかなという気もしないことはないのですが、こういうことの扱いについては代表者会等で1回は諮ってから、全協等に報告として出した方がいいのかなというふうに個人的には思っております。

出田委員。

○出田裕重委員　　今、前回の特別委員会で会派で持ち帰ってくれて、市民連合さんには言っているんですか。

○原口育大委員長　それは届いていないと思います。
森上委員。

○森上祐治委員　　今の件なんです、これは現在特別委員会を開かれていろいろ議論をしているのですが、当面、この現在8月1日発行に向けてね、議会だよりの編集をしまして、今回は別にして、近い将来、この動きによっては議員さんのコンセンサスが得られたらこういうかたちで公表するとかしないとか、今進んでいるんですからね、ひとつの順序として、今出ているのは会派の代表者会と。これは議会改革特別委員会に参加していない関係無しに、やはり会派の責任上、会派というのを持っている以上は、私のほうは議運の委員長という立場で話しをさせてもらうんですが、やはり出てきていただいて、見解を述べていただくと。これは責任上、必要なことかなと思っておりますので、やはり会派に連絡がっていないというのは、ちょっとあれかなと思うのですが、連絡していただいて、会派代表者会を設定していただいて、それで意見を集約するというかたちでしないといけないと私は思っております。

もう1点、今の議論なんです、ゆづるはクラブではこの前集まって、若干話をいたしました。委員長は報告されたとおりになんです、今までの我々の議員活動の中で、これはもちろん政党の活動として自由なんです、例えば政党の機関紙等でね、この問題については、賛成はどの議員で、反対はどの議員とかいうことも出されたことがありました。

市民の側からみたら、なんでおまえ、賛成したんやというようなね。賛成反対だけ出るというのは、市民の側から見たら、なんであの人これ反対しているのや、なんでこれ賛成したのやというような、何か賛否だけが前に出て行くような印象を私は持ったんですよ。だからその辺、民主主義というのはやはり多数決が大原則ですから、議会としてこの問題について、1票差であっても議会の責任において認めたんですからね、誰が賛成したか、反対したかというのは二の次だというようなあれしないと。賛成者反対者を全面に公表してやね、これが普段の議員活動云々という評価に直接繋がるようなことは、議会としては慎重になるべきだというふうな判断を我々はゆづるはクラブとしても、そんな感じで話しをしました。

以上です。

○原口育大委員長　　柏木委員。

○柏木 剛委員　　これ結構大事な議会改革の大きな部分だということに思うんですよ。

このままでいって、議会の会派にゆだねるといのは何の前進もないと思うのですが、その辺は、委員長はこの件に関してね、どんなところで議会改革特別委員会のなにか結論なりを導き出すつもりなのか、このまま次へ次へという話をするのかどうか、どこかでけじめをきちっとする段階を考えているのかどうか、その辺方向が分からないのですがね、こういう言葉だけでいったらね。何も前進しないと思いますよ。しないならしない、するならするということをどこかでやるべきだと思うんですがね。

○原口育大委員長　　確かに前期の中で前向きに検討するという方向が出ていて、今回今の議論ですと、慎重になったようなことになっています。

最終的にはできれば前向きに公表ができるようになればいいなと思っております。ただそのためにクリアーしないといけないことがたくさんあるということが気になっているところでして、というのは、起立の場合の確認の方法とかについても前回もかなり意見が出ました。

そこらへんが、どうやってクリアーするのかということを考えていただければ公表できるようになるといいなと思っております。

出田委員。

○出田裕重委員　　ちなみにこの柏木委員が提出された資料は事務局に聞くのですが、条例制定されているんですか。任意的なもの。

柏木委員わかりますか。

○原口育大委員長　　柏木委員。

○柏木　剛委員　　条例制定されています。

○原口育大委員長　　基本条例の中でということですよ。

出田委員。

○出田裕重委員　　僕も伊賀市に行ってきたんですが、やはり条例制定で議員の過半数でこういうのがやるのかやらないのかというのが本会議場で議決されてやっているのが通例だと思うんですよ。

もちろん委員長の采配で、なんぼすごい委員長であっても本当に難しい問題だと思うので、最後は議会基本条例の中に盛り込むか盛り込まないかということと、盛り込んでいなかったら議員提案で、議会基本条例の修正案とかも出ているというのがたぶん全国の現状だと思うので、最後は、僕はやっぱりそこになるのかなあと。逃げているわけではないの

ですが、やはり最後は議決でやって載せていると思うので。

○原口育大委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 私が先ほど言ったのはそういうことなんですよ。どこかでやるならやる。やらないならやらないとしないと、これは問題だ、この辺を解決しないとだけではなんの前進もないという委員会になるような気がしたもんですからね、出田委員が言われたように。

どこかではっきりすべきだと思うのですが。そういうことで、ちょっと補足ですが。

○原口育大委員長 確かに各、今制定されている議会基本条例を見ていると、だいたいのところには公表するというふうにうたってあります。それに基づいて公表されておるといふことでもあります。

この体系表を付けてありますが、この中の一番右端に※印が並んでいると思うのですが、これが今、検討していただいているように基本条例の中にうたって、はめ込んでいくべき課題かなというふうに判断したものについて※印を付けていただいているということ、このコードナンバーで2-2-1であります議案に対する各議員の対応の公表についても議会基本条例との関連のところ※印が入っていますように、議会基本条例の中にうたうことで実施するというようなそういったたぐいのものかなと思っておりますので、将来基本条例となったときにはできるだけ他市の状況を見ていると入れた方がいいなというふうに思っております。

森上委員。

○森上祐治委員 基本条例のことが出ているんですが、私も議会改革特別委員会のメンバーになってから全国の動きを若干どういう基本条例が作られているのかなと、栗山町とか三重県議会とか見たんですが、確かに市民に開かれた議会という観点から思い切った動きをして長年、何年か検討されてね、前向きな条例を作られています。

ところが聞くところによると伊賀市議会でもこのへんについてまたいろいろとぶり返しがあると。ちょっと言葉がどうか分からないのですが、拙速に走りすぎたというかね、スタートしてからいろいろと問題が出てきているようなところも見られるので、我々としては理想は理想で、動きは動きとして、大きな流れの中で考えて行く必要があると思うので、やはり現実問題、我々本当に議員活動として自分たちの首を絞めるような拙速なことは慎重になるべきやと。あくまで足下をしっかりとさせて我々ができる範囲内で議員活動もしっかりできると。一方、市民の方にもそういう情報提供ができるような観点で地に着いた議論をしていくべきだと考えます。

大きな流れっていうのは、私はもちろん賛成なんですけど、その辺、いろいろ周りの会派で意見を聞く中でね、こんなことも大事やなど。

ちょっと南あわじ市は拙速にできるのかなど。条例にできるのかなという勉強させていただけますので、お互いこの会でもその辺十分に地に着いた議論をお願いしたいなと思います。

○原口育大委員長 先ほどちらっと出た、政党とかが自分らの折込で、起立投票の結果を意図的というか、掲載したりすることが見受けられると思うんです。そういうことについて、実際私も不快感を持ったことがあるんですけど、そういうことを市民はある程度求めたりもしていると思うので、合意が得られて、議会だよりがきっちり公表できればそういう動きというのはやめていただいたらいいんじゃないかというふうに思ったりするので、そういう意味でもしっかりと公表というのは、できたらできることに越したことはないなというふうには思っています。

もちろん起立採決について、見た目で明らかだという判断で書かれたことがもし間違っていたら、それは書いた人が責任を取らないといけないと思うのですが、そういうことにならないようにきっちり議会の中で議員同士が信頼の中で、きっちり公表できるような枠組みが作れたら理想かなというふうに思っているんで、そっちに向けた方向付けというか、ゆづるはクラブにつきましても、現状ではちょっと難しいかなということであったんですが、そういう部分が整理できるんだったら公表するほうがいいんじゃないかなというふうに私は思っているようなところです。

それでは参加していただいていない会派の話もあるので、今回のことをちょっとまとめたものをその会派にもお渡しして、意見を次の委員会までに、意見があれば届けてほしいという程度の打診をさせていただいてどうかなと思うのですが。

阿部委員。

○阿部計一委員 先ほど議運の委員長さんごっつい気を遣われて、特別委員会に出席していない方にも配慮していちいちこうしないといけないと言われていたけども、今回は一旦、こういう言い方は入っていない人に怒られるかも分からないのですが、異例中の異例で、我々来ていたらなにをしているんやと。一旦、私ら好きなようにやってくださいと。議長から委員長から皆さんが一生懸命お世話をしてこういうかたちになったんでしょ。ですからこの委員会でそういうある程度結論を出してやね、そこまでやっていたらね、なんのために9人も入って、それでそういうできた端にね、そういうかたちでボイコットみたいな形になっているのですからね。これはちょっと私の長い経験上、こんな委員会というのは本当に笑ってくるというぐらいおかしいものでね。

やはり9人そのために皆さんも納得してやってくださいということで委員長にこれはや

っぱり、委員長ね、あんまり気を遣わなくてもね、やっていくべきだと思いますよ。それでなかったら今後、みんなそんな形になってね、委員会というのはどうあるべきかという姿はね、僕はいかがなものかなど。こんなことを言っていたら怒られるかも分からないけども。

それと公表についても議会改革していくというのは、いいことやと思うんよ。けど、長い歴史の中で、果たして賛成、そういう公表していくことが本当のところ望んでいるのか。そんなことも分からないわけよな。

でも先ほど出ていたように政党では、誰々が賛成したとか、反対したとか。我々議員として、モラルからして、それはルール上、かまんのかも知らないですけども、我々の経験上、そういう人もおられましたけども、一切そういうスタンドプレー的なことはやらないと。

また庁舎の建設等についても私は反対ですとか言って、なんかビラをまいたり。そういうこともやっていますわね。そんなことも無かったし。

やっぱり、一番大事なことは市民と我々が身近に接する機会というか、そういうことをどうやったらいいかということが、一番大事ではないかと。出前講座とかいろいろあると思うのですが、そんなので、いろいろ言ったんですが、何が何でも触って、議会を改革しないといけないというのでもなしに、ある程度絞った中でね、やっていったほうがいいのではないかと思うのと、先ほど言ったように、うちのほうはまだ会長に相談して、一回そういうことは検討していないと言うんですが、あんまり気を遣ってやる必要はないと思います。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私は市民に対する情報公開というのは当然ね、最終結果、議会での結果というのは、原案可決であるとか、否決であるということは公表しているわけでしょ。

議論の課程をインターネットで中継していただいていると。その中で賛否なんかより、賛否だけの公表だったらすべて議論したことを公表していただいたら正当なあれなんですけど、結果最終的に議会での結果というのは公表しているから、別に私自身は賛否だけをなんで他のやつが、これ以上ネットである、正しい情報ね、議論の過程をただ単に開示するというのは、僕はあんまり適切ではないと思います。

最終的には議会での結果というのは、正しく市民の方々にお伝えするような南あわじ市はしっかりとそういうような公表はされておるので、現状のままで私は賛否というんだったら、はじめから終いまで、全部議論の過程も全部文面にして出していただきたいと。

そういうふうな思いであります。

ただ単にこいつは賛成した、こいつは反対したと言って、議論の過程で、なんでこの方

が賛成、反対のその態度を、意思表示をしたかという過程が分からないと、市民の方から誤解を招くような結果に、現に今も一部のそういう態度表明に対して、いろんな市民からの問いというか、そういうことがありますのでね。

最終的には議会というのは、やはり結果が一番最優先であって、過程なんかは別段、議論の過程それぞれ個々、いろいろご意見があるので、それをいちいちただ単に賛否だけ公表というのはおかしいことで、出すんだったらすべての議論を公表すべきだと思います。

○原口育大委員長 よく分かります。確かに委員会の主体性をもっとしっかりと持たないといけないというのも分かります。

なかなか難しいのですが、確かに柏木委員が提出いただいた南あわじ市と小松島市と東かがわ市のこの議決結果の一覧を見ていると、この現状の南あわじの原案可決とか、いう書き方で良いのかなというふうなことも思ったりします。

別のページには、反対討論があったものには、反対討論、賛成討論も書かれているので、それでもいいのかなという気がします。

軽々に基本条例に盛り込んで個人ごとのマルバツを書くことが一番進んでいるというふうに判断するのも確かに反って誤解を与えるのかなということも委員の意見を聞いていて思いました。

頼りない委員長の進行で申し訳ないのですが。

楠委員。

○楠 和廣委員 賛否の公表になれば、この伊賀市とか栗山は議会基本条例、これ後で議論することだろうけど、議会基本条例にうたって、掲載をしていくということと、ただ先ほど谷口委員が言われたのですが、結果だけ公表するということになれば、賛成した背景、反対した背景、そういった部分を掲載しなかったらなかなかただ結果だけを公表すればいい。偏った公表になるのではないかと。そういった部分、どのように考えて行くか、取り組んで行くかによって公表するかしないかという問題も議論しないといけないのではないかと。

結果、経緯。

○原口育大委員長 そうですね。広報の委員長なり副委員長もおられるのですが、やはりすべての議案が同じ比重かという、全部やっぱり重要な案件なんですけど、広報としてまとめるときにある程度私感的に、これは重要ということで、詳しく紹介するというのはどうしても編集上ありうる話で有ると思うので、そこらへんをしっかりと議会としてゆだねることができるなら、特にあまり伊賀市とか小松島とかように全部を公平にというかたちで載せることがはたして編集上いいのかどうかということについては、疑問もあるので

そういうことも含めて結論を出していただいたほうがいいのではないかという思いをしております。

森上委員。

○森上祐治委員　　今までの委員会の経緯上ね、前の会で会派の代表者会云々と開いて意見を聞くということについてね、阿部委員もおっしゃっていたように、すべてのいちいち会派の代表者が集まって意見を聞くということはしなくてもいいと思うんですよ。

ただこの公表の問題については、先ほど来、委員さん方ご意見出されているように、議会制民主主義の根幹に関わる、議員活動の根幹に関わる重要なものだと私は考えています。

初めはそこまで考えを及ばなかったけども、いろいろ意見を聞いたり、本を読む中でこれは大事なことやなど。うかつにはできないなということで、この件については、会派の代表者会で、議長が招集していただいて、意見を聞いて、それを元に委員会として結論を出す。今回は委員長3点出されているのでね、今回はこれでいかんかというような態度を出されてはどうかと思うんですよ。

先ほど出ているように、正道クラブの楠委員が言われていたように、私も個人的に経験したのは、いわゆる国民健康保険でね、アップの問題で出たんですよ、政党のあれが。誰が賛成しているかと。私の周りの友達からおまえ賛成したのかと。私ら安い方がいいのはみな分かっているわけや。議員も。けども市の財政のいろんな状況を考えたら賛成しないとしかたがないのやと。市が仕事をしていく上でね。こういう意味で賛成しているんやと。結果、それは反対の方が格好いい。しかし、賛成しているには理由があるわけだから、それが大事なので、下手に結果だけ、誰が賛成して反対したというのは、我々議員活動の首を絞めるようなことに、自爆行為にならないのかなというような感じがするというところで今議論されているのでね。順序とすれば、代表者会を開いて、各会派の主立った意見を集約して、これでいかんかと、どこに落ち着くかわからないけど、とにかく代表者会で出てきてもらわないと具合が悪いと私は思いますよ。

○原口育大委員長　　阿部委員。

○阿部計一委員　　森上委員とは反対の意見なんですが、そんならこの委員会があるんですか。

委員長の権限で9人の委員が審議したことを全協で報告したいいいことであって、それは委員長が暴走してやな、勝手にやれない。そやからいちいち代表者寄せてなんて、そんなことなんのための会派や、そんなのする必要ないですよ。

ここで決めてね、委員長が判断したらやったらいいので、まして試合放棄しているんですから、あっちははっきり言って。それを議長から委員長から入って、一生懸命やって、

ずいぶんとやね、ほんまに手間がかかったなかでやっているんですから、あつちは関心をもっていないと思いますよ。

それを全協でここで、こういうように決まりましたという報告をして、いろいろと意見は出されたらいいと思うのですが、これは委員長ね、委員長がいるのに、また代表者会。どちらが権限を持っているのか、それはおかしいことかと思えます。

ですから、やり方については先ほど議論されたけど、9人もおって委員長も副委員長もおるんですから、ここでそういう線を出して、それで全協で諮ると。私はそれが正解だと思います。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 阿部委員のおっしゃるとおり、ごもつともだと思うんですがね、委員長としたらこの件については、重要な案件であるということで、各議員さん、会派、大きな会派が3つあってやね、その1つの会派がこの委員会に参加していないというような配慮のもとに、今回こういう会派で一回代表者聞いてみんかというようなことをおっしゃっていたと思うんですよ。

それだったら、今回の件は1回委員会としても、各会派に投げかけて、揉んでもらってそれを集約してという、この件についてはね。

それは委員会の権限を否定すること、さらさら考えていないですから、この件については委員長が投げかけているんですから、それに基づいて、我々の会派も一応、意見を出して議論しておるんですからね、それはその動きでやるべきでないかと思って、私はそういう観点から発言させていただいているので。ここでそんなこと必要がないじゃないかと、これで聞かなくても、それはそれで結構でございます。

○原口育大委員長 出田委員。

○出田裕重委員 僕の結論から言うと、できるだけ早く議会基本条例を作るべきだなというのがまずあるんです。

そこに向かって、今、公表のことに対して「重要やな、そしたら会派に諮ろうか」その手法で一個一個、会派に諮っていくのか、その特別委員会で基本条例の素案をきっちり作ってしまって、それから意見を聞くのかという手法。がちっと作れないと思うのですが、そのどっちかだと思うんです。

委員長が毎回この項目一つ一つについて会派に下ろした方がいいなというのであればやっていったらいいと思いますし、最後、半分ぐらいまで来ているので、全部終わってから会派に一回意見を求めて、基本条例を制定するかどうか決めていないのですが、もしす

るのであれば、基本条例の議案の素案はこの特別委員会で作るということで、その手法の話だと思いますので、そういう思いがあります。

○原口育大委員長 川上議長。

○川上 命議長 今、話をずっと聞かしてもらっていたんですが、一応、市民連合ですね。市民連合が十分話をしたなかで、一応、審議をこのたびはこの委員会には参加しないと。結局は、初めは、会派制議会運営ということは、向こうは知っておるわ。そやからこのたびのは絶対出ないということで「よろしく審議してください、任せます」と。

しかし報告する義務はあるわな。委員会で決まったことは。

しかし、今言っていたように、会派代表会で聞くという今、意見があったよな。会派代表者会で聞けとなれば、向こうは会派の5人の一応権利はあるんだから、一応聞いてあげる義務があるわけやわな。

今、出田委員が言ったみたいに、ここで決定してしまったなかで、会派代表者会で報告ということになれば、委員から意見を聞くということやったけど、会派代表者会で意見を聞くということになれば大変なことで、市民連合にも言ってあげないといけない。

会派代表者会を私が招集して、私が意見を聞く。その中の意見が出て、ここの委員会との、なかなかなれ合いというのが難しいわけやな。

そやから出田委員が言った件が一番いい。ここで決めたものを会派代表者会で報告すると。それで意見があればこちらに言ってもらったらいんじゃないの。

そやから会派代表者会と両立したときは、強いのは会派代表者会が強いんだからね。はっきりいって。この委員会はいくまでも代表制で出てきているんですから、会派代表者会というのは会派を代表するんだからその意見が強いと思う。そやからそれは十分気をつけて運営していってもらいたい。

それと原案可決という、マルバツ付けていくのに重要なものと重要でないものというなかで、なかなかこの賛否をマルバツだけで、市民が判断できる人もあれば、判断できない人もあるわけやな。

はっきり言ってものを上げたり下げたりするのに、このたびの消費税でも一緒や。反対や。理由無しに反対。いや、これはどうしても日本の経済、ギリシャみたいになってしまうから、どうしても消費税を上げないといけない。これは十分審議の内容が分かってくれたいいけど、分かってくれなかったら、ただ賛成反対やったら、上げることはみな反対よな。これ確かに。それは十分気をつけないと議員生命を失うことになるのでね。

こういったことはなかなか難しいと思うので、十分審議して。

○原口育大委員長 ありがとうございます。

ちょっと私のほうが混乱したみたいで、ご迷惑をおかけしました。

やはり阿部委員が言われたように、この委員会で方向性を出して、全協なりに諮問をして、というのが正論かと、正しい道筋かと思いました。

前回ふらふらしたことを申し上げて申し訳無かったのですが、そういう方向でさせていただきたいと思います。

基本条例については、できるだけ全会一致でということが頭の中にあるものですから、ちょっと対立するようなところは、事前に地ならしみたいなことをした方がいいのかという思いが入りまして、ちょっと弱気なことを言ってしまったような気がします。前言をひるがえして申し訳ないのですが、この委員会に参加しておられる各会派の意見について、次回、最終的に伺って、結論を出したいと思いますので、そういうふうに訂正をさせていただきたいと思います。

正道さん、また共産党さん、公明党さんにつきましても、次回までにこの件についての結論が出るように意見を集約していただきたいと思います。

それでは11時まで暫時休憩させていただきたいと思います。

(休憩 午前10時45分)

(再開 午前11時00分)

○原口育大委員長 再開します。

次に一般質問の録画配信についてのまとめを行います。

資料はA3の用紙の10頁です。

検討状況のところ、黄色い部分ですが、一般質問の録画配信については、前期検討結果としては、データ処理等について、引き続き検討を行うとなっております。

前回の6月29日の審議の中で、参考人として、総務部長、情報課長、それと委員外議員として、久米議員を招いて開催いたしました。

出た意見としましては、そこに②から書いてありますが、まず「現況でもインターネットでのライブ中継、ケーブルでの録画配信等されているが、さらに開かれた議会とするためには、オンデマンド配信は必要」。③「ケーブル放送では、配信時間、回数が限定されており、それを各自録画しなければならない」。④「インターネットでは、見たいときにいつでも録画を見ることができる」。オンデマンド配信であればということですね。⑤「ケーブル放送でリクエスト制度ができれば、TVで見えることもできるが、パソコンのインターネットで見ることができる環境である人がどれくらいあるか事前調査が必要である」。⑥「ライブ配信ができていれば、オンデマンド配信は可能であり、手間も多くはかからない」。これは久米議員からの意見であります。それと情報課長からの意

見としては⑦「初期投資都市、専用PCに30万円～50万円」。これは労力のことだと思うのですが「録画時間の3倍を要する」とのことでした。

そのことにつきまして、委員長としましては、①「インターネットでのライブ中継やCATVでの録画放送では、視聴できる人が限られるので、いつでも見ることができる録画配信は必要である」と感じました。

検討結果の仕分けとしましては、「できるだけ安価の方法で速やかに実施できるように検討する」ということを答申したいというふうに思います。

いかがでしょうか。

出田委員。

○出田裕重委員 委員長の揚げ足を取るわけではございません。

できるだけ、仕分けのところですが、「速やかに実施する」という書き方にさせていただけるとありがたいと思います。

○原口育大委員長 ただ、これはここだけですよと言っても、その為の検討はしないと、実行できない訳なので、検討するように申し入れるというか、でないですよ、実施するところで言い切っても、それは無理ではないかと。

谷口委員。

○谷口博文委員 先般、そういう議論を十分私は尽くしたと思いますし、市民への開かれた議会ということで、ライブであったり、録画配信ね、録画で見られるように、またケーブルテレビ等々での放送。そのあたりをしっかりとより今以上効果的な方法を速やかに実施していただきたいなど。

昨日もお話していたんですが、ケーブルでの録画配信ですが、市民に対してもっと番組というか、いつどなたがどういうふうなことをするかということを知り徹底するような方法をケーブルももっと考えなさいと。ネットでの録画配信だったらみたいときにみられるんですが、ケーブルの場合は、限られた時間なので、番組をしっかりと市民に分かりやすいような番組表をなんかもっと、ケーブルのほうで考えていただきたいなど。

それと、本当に先ほどの賛否の誰が立ったじゃ、誰が反対じゃということよりも、こっち側手のほうが、本当に真に市民にいろんな開かれた議会情報を発信する場なので、速やかに「検討」という表現じゃなくて、「速やかに実施する」というような表現でなんとかお願いします。

○原口育大委員長 そしたら申し入れするので、委員会の結論としてはですよ、「速やかに実施する」という結論にして、それを申し入れるということ。

阿部委員。

○阿部計一委員　これは、意見は違うのですが、委員長としたら、こういう表現方法が妥当で、要はそれをいかにさせるかというのは、我々も一緒であって、直々に行って、速やかにやってくれというふうに働きかけていくと。

それをやらなかったら、なんぼ、どう書いてもできないし、これは委員長、副委員長さんが即動いてもらうということ。

○原口育大委員長　それでは、「できるだけ安価な方法で速やかに実施すること」ということで、報告してはどうでしょうか。

もう一点、谷口委員からありました、ケーブルでの放送というのも、パソコンを使えない人にとっては重要だと思いますので、その告知とか、見やすい環境づくりについても、申し入れることになると思うのですが、CATVに申し入れるということも入れたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

それでは一般質問の録画配信については以上のように決定したいと思います。

次に、本日の重点検討項目に入ります。

まず、出前講座、懇談会、報告会の実施についてということで、資料はA3の用紙の6ページであります。

これについては他市の状況としては、基本条例に規定して定例的に実施をしているというのが大多数であります。

本市の検討状況については、これは前期の検討結果として「出前講座、懇談会、報告会は議会として実施要綱を規定して実施する」というふうな検討結果でありまして、本委員会においても「実施に向けて要綱の制定等の具体的事項を検討する」ということになっております。

そこで、具体的に時期なり、方法なり、内容について、ご意見を賜りたいというふうに思います。

何かありませんか。

他市の状況を見ていますと、いろいろです。定例会ごとにやっているところもあれば、決算あるいは予算の後にやると。それも班分けをして細かく小学校区よりももっと小さい単位のところを回っているところもあれば、旧町単位ぐらいで回っているところもあるというのが現状です。

内容的には議会報告ということで、議会だよりに載せたようなことを報告して、住民との意見交換というかたちで議会に対する意見、要望。あるいは市政に対する意見、要望、これは聞いて持ち帰るだけだと思うのですが、そういうことで行われているようで、その結果についてもホームページなり、広報紙で、特にホームページであれば細かくどんな意

見が出されて、それに対する回答はどういうものであったかということを書いておられるなど、他市の状況からしては見ていまして、それぞれ基本条例で規定して、あと開催要領等を実施要綱のところもありますし、開催要領等を決めてどういうチーム編成にするとか、役割なども細かく決めて実施されているように見受けられました。

なかなか意見がでないと思いますので、仮に本委員会でぜひ実施したいと思うのですが、するとするならば9月の決算の本会議が終わって、その結果がまとまって報告できるという時期ぐらいでないかなと思うのですが、そうすると議会だよりが出るのが11月1日になるのかなど。そのものをもって説明に回るとするならば、あんまり時間もないのですが、最終11月上旬ぐらいではどうかなど。

やる規模等については協議願いたいと思うのですが、全市的に今回はあくまでも試行的なものですから、全市的に1箇所ですべてやる。あるいは旧町単位ぐらいで班分けして、議長にはそれぞれの会場に行ってもらうけども、旧町単位で班分けするとかですね。あるはもっと小さなところをサンプリングして試行的にやってみるとか、いろんな方法があると思うんです。

時期なり、内容なり、方法なりについて、議論を願いたいと思います。

熊田副委員長。

○熊田 司副委員長 申し訳無いのですが、出前講座、懇談会、報告会、この3種類の違いというのはどういう違いがあるのかを押さえて、それでこの南あわじ市としてはどの体制がいいのかというのを決めるべきではないかなと。

報告会なら報告会がいいとなるならば、そういう形での絞っていく方がいいのではないのかなと。

申し訳無いのですが、出前講座と懇談会と報告会の違いをはっきり僕のほうで把握できていないので、もしよろしければ事務局のほうで、こういうニュアンスの違いがあるんだということを教えていただければ。よろしいですか。

○原口育大委員長 議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） この3種類の会の出ているわけなんです、他市の状況なり、今までの先例的にやっている基本条例をおいてやっておる内容については、出前講座というのはあくまでも市民いろんな団体から、議会のほうへ要請があって、それでその趣旨に基づいて、議長なり、あるいはその、委員会なりがその要請に基づいて出席して、そのテーマに沿って、どちらかと言えば、この出前講座ですので、要請に沿って進めていくというのが出前講座かなというふうに思います。

いろんなホームページの中でも出前講座をやっていますよということで、こういうこと

ですよということを市民に知らせて、そういう要望があればやっているということです。

それと懇談会については、どちらか言うと、基本条例的に言えば報告会ということであるんですが、懇談会については、前に定数の関係でやったそういった分が懇談会かなと思います。

それもいろんな方法があると思います。それぞれの委員会がどこそこの地域で課題になっている分、そういった部分を地域の人と懇談して、いろいろ意見交換しようかということもありますし、今そういうことがなしで、議会主導でこういった問題について市民との意見交換をするというのもひとつだと思います。そういうのも懇談会だろうと思います。

報告会というのはあくまでも、議会のいろんな議会で決まったこと、そういったことを報告するというのが基本ですので、先ほど委員長がおっしゃっていたように定例会で議論があった、あるいはそういった方向性が出たという部分について報告して、それだけでどまらなく市民の方からの議会に対する要望、あるいは市に対する要望というのも出てくると思うのですが、基本的にはその議会であったことを報告していくというのが報告会。

取り方によれば懇談会であっても、報告会的なかたちになりますし、そこらへん、どれをまずやるかという、そこらへんは今まで出ていたのはあくまでも報告会を基本にしてと、その内容によっては懇談会にもなり得ますし、出前講座的にもなり得ますし、そこらの手法はいろいろ検討していただいてだと思うのですが、まずは報告会を基本にということではないのかなというふうに思うのですが。

以上です。

○原口育大委員長 熊田副委員長。

○熊田 司副委員長 委員長が言われたのは報告会というニュアンスで考えていいわけですか。

○原口育大委員長 現状のところ、前期の中で今、話が出ましたが、議員定数については、旧町単位と沼島を含めて5回。定数に関する意見の懇談というようなかたちで、結論は出ていないわけで、懇談をするというかたちで実施をいたしました。

あと、各種団体代表と議員による議員定数の研修会も一回開催しています。長濱秀次郎さんに来ていただいて、講演を一緒に聞いて、その後、意見交換を市民の人とするというかたちの研修であったかなというふうに思います。

基本条例に出ているのはそれぞれの市でやっているのは、議会のことを報告するということで、報告会というかたちで規定をして実施しておるなど見受けられます。

確かに、意見としては議会に対する意見と、市に対する意見で、ボリュームで言うと、市に対する意見のほうが圧倒的に多いなというふうに他市の状況を見ていたら思うのです

が、それは市民の皆さんから議員個々もいろいろ意見は聞いていると思うのですが、議会として行ったときに、出てくる意見というのは、やっぱり有意義な意見が多いように思うので、議会報告会を行って懇談もするというのがいいんじゃないかなと思うんですが。

柏木委員。

○柏木 剛委員 私は報告会は基本条例できちんと規定してやるべきだと思うんです。

年4回、議会ごとにやるというのはなかなか負担も大きいので、前期後期ぐらい年2回。時期としては一番関心があるのは、予算の内容じゃなくて、予算審議がどうだったかということ報告すると。

9月の場合は、決算の審議状況がどうだったかという、議会としての報告ですから。

丁度広報紙がでるのは、3月議会が終わった後、5月1日に広報紙が出ますので、そのときにいついつ開かれますというのを出しておく。

そういう意味でいったら次は、こんどは11月1日に出るので、11月。やる時期としては、5月及び11月と。

その2回で、場所としては全部小学校区というのはなかなか大変だと思うので、旧町4箇所、年2回、場所4箇所、これで議会報告会をやると。

私はそう思いますが、最初の提案として思います。

○原口育大委員長 器の大きさによって意見が出やすいかどうかみたいなこともあったりして、旧町ぐらいの規模なのか、もっと小さい規模なのかということも思ったりしました。

今、基本条例に定めてというのは確かにそうなんです、今、委員会としては、まず今期の委員の中で、一回は基本条例はなくても試行的にやりたいと。

そういうことであれば9月の決算を終えて、11月1日に案内して、11月上旬実施で試行するというのがいいのかなと。

その結果を次の委員会で検討いただいて、次の委員会で検討いただいて、基本条例に結びつけたらどうかというふうに思っております。

谷口委員。

○谷口博文委員 やり方をどういようなやり方がいいかと、議員20人いますよね、旧町4箇所ということは5人ずつ行ってですよ、同時にやるとか、そういう計画的なものがありますか。

○原口育大委員長 他市の状況を見ていましたら分担して、一箇所に4人または5人で構成して、6班編制とかですね、これは伊賀市ですけども。

いろいろそういう班編制で回っているところが多いようです。ただ議長は各会場に付いていくということになると、日をずらして、4箇所なら4日間やって、議長にはそれぞれの会場に出てもらうというのが基本かと思います。

柏木委員。

○柏木 剛委員 私もちよっと狭いのですが、小松島の例ばかりで言いますけどね、5回か6回やっているんですが、そこでは常任委員長の報告をやっているんですよ。

議長挨拶があって、常任委員長が総務委員長が予算審議がどうだったか、文教委員長が報告する、産建委員長が報告する。だからその4人はすべてレギュラーとしているんじゃないかと。

あとの議員は分散してもいいんじゃないかと。私はそんな感じはするんですが、委員長報告というのは大事だと思うのですが。

○原口育大委員長 前回の定数のときにも同じように懇談の時間を設けたのですが、そのときは委員長ではなく、所管の委員が質問の範囲に応じて、所管の委員が対応したようになかったのでは。

ただあまり伊賀市なんかすごいやっているなど、栗山もすごいと思うのですが、後々続かないようなことがあってはこまると思うので、それは一回やってみての話だと思うのですが、続きそうなかたちのものを試行してはどうかというふうに思います。

谷口委員。

○谷口博文委員 養父かどこかに行ったときに、市民から議員に個々に対してかなり手厳しいというか、意見が噴出するような会場もあるということで、その辺、私も個人的にお話を聞いていたら、苦情、クレームというか、議会運営であったり、市政に対してであったり、かなり建設的な意見というか、どちらかクレームというかそういうのがかなり多いような。その辺はどういうふうにやっていくかというのはルールとして決めたらいいんだろうけども、今、柏木委員が言われていたように議長が言って、各委員長が報告して、それからいろんな市民からの議会に対する要望であったりとか、市政に対する不満であったりとかいうのを聞くということかな。そういうふうな手法とかやり方を試行しようというふうなお考えなんですか。

○原口育大委員長 栗山か伊賀かどちらか忘れたのですが、ホームページで状況を見てみると、回数を重ねるごとに議会に対するクレームというのは減っているように思いました。

やることによって理解が得られたのかなという感じはしました。

ただ市に対する要望というのはかなり出ているので、それは議会が答えられる範囲を超えているとおもうので、そこは区分けをして、持ち帰って、執行部のほうが回答を書いて、ホームページに載せたりしているなあと思われました。

阿部委員。

○阿部計一委員　　これはいいことですが、果たして、今回の庁舎等の関係にしても、首長さんがやるのであれば、空いている職員の動員とか、自治会を使っての動員で、ようやくなんとか人が集まっている。果たして我々がやるになった場合に、果たしてそれだけ関心があってね、人が寄ってくれるかいなというのが心配。

我々見ていました、熱心な議員さん、1年に1回なり2年に1回市政報告会、自分単位でやっていますよね、それはいいことだと思います。

それでもやっぱりちらっと覗きに行ったりしたら、なかなか動員をかけないといけないというところもあるし、目的はいいと思うのですが、その辺のことも検討する。それと我々は執行権がないのですから、嫌みを言われるのは辛抱して聞いてもいいのですが、その辺の問題もあるのではないかなど。

本当に言ったら、個人的に年に1回、2年1回やるということが、一番いいと思うんですが、こう基本条例を作って、そういうことを前にやるということも大事だと思うのですが、そういうことも心配だなと。動員をどういうふうにかけるのかというのが一つの課題ではないかと思います。

○原口育大委員長　　栗山が開催要領を見ていると、議会と連合自治会の共催事業というかたちで、自治会なりに文書で要請してやるということをされています。

伊賀市だったか、細かくやっているところは、確かに説明に行っている議員の数と変わらない、参加者が3人とか4人とかいう結果のところもありました。

だからそこらへんは無理のない範囲で、やはり参加しやすいような状況設定をしないと続かないし、せっかくやっても意味が薄いと思うので、一番いいかなという方法を試行できればと思います。

もちろん個人演説会とかはどんどん個人で報告会をやらしてもらったらいと思うのですが、議会として、同じ釜の飯を喰っているもので、出向いていくということは後々有意義ではないかと思います。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　例えば周知するにあたっては郵送したりとか、前回やりましたよね、案内を出したということ。

そうした場合、かなり経費もかかってくるのかなと。その辺りをどう考えるのかという

のがあると思うのですが。

○原口育大委員長　　今からの検討課題だと思うのですが、今柏木委員言われたように議会だよりの発行に合わせて告知するとか、ケーブルテレビ、ページング放送等で周知するとかですね、方法はあまりお金をかけずにできる方法もあるんじゃないかなと思うのですが。

柏木委員。

○柏木 剛委員　　小松島ばかり例を持ってあれなんですけど、議会だよりのここに議会報告会日程、開催場所、何月何日どこそって。こんなかっこで全市民に渡りますからね。これだったら場合タダですよ。

ただ参考までに私見たんですが、6箇所やって参加人数104名と108名だったんです。ですから20名足らずぐらいしか実際のところ来ないのが実情のようですね。

こんなふうに案内しても。補足ですけども。

○原口育大委員長　　出田委員。

○出田裕重委員　　基本的には委員長の意向に賛成です。

要はこれは実施要綱がなくてもできることなんですよ。定例的にやるかどうかというところが一番のネックというか、大問題であると思うのですが。

柏木委員が言われていたように、予算審議がどうであったか、決算審査がどうであったかというのをある程度、1年を通じた中でこういうことでしたということをごち側が持っていないと、まっさらの状態で議会と意見交換しませんかというのは、議会全体としては住民に対しても失礼なのかなと。議題もなしにね。

一回やればかなり意識の高い住民の方も来てくれると思うので、すごい評判が良くなると思うんです。一回やってしまうとやめられなくなると思うので、その辺の手法は、予算なら予算なのか、決算なら決算なのかということをごち側として持つておかないと、逆に住民に失礼かなという思いがあるので。

個別の今、旬な議題については個々で実施規定なしに、実施要綱なしにいくらでもできると思うので、それとは分けて考えて行くべきかなと、皆さん思いは同じだと思うのですが。

○原口育大委員長　　基本条例にどういうふうに盛り込むかというのは、次の試行を終えて、検証してからのことではないかと思っておりますので、できれば先ほどから出ていますように、9月の決算が終わって、それがまとまって11月1日の議会だよりに出て、その後に、

班編制をして、旧町単位ぐらいで、4日間ぐらいで分けて、実施するというものでいかがでしょうか。

出田委員。

○出田裕重委員 たまたま私たちの常任委員会の任期も12月で改選なので、11月ぐらいだったら、常任委員長も報告しやすいのかなあと。余談ですが。

○原口育大委員長 班編制とか、その地元へ一回いかんかとか、いろいろ協議されているようです、工夫をされているようなので、そういうことはテクニックの問題として、今後詰めたと思いますので、基本的には今言ったようなスケジュールで計画をさせてもらってよろしいでしょうか。

森上委員。

○森上祐治委員 前の議員定数の懇談会のときは、沼島も入れたんよな。旧町の4つということですが、前例として沼島というのも別枠で実施されたので、そのへんも頭に入れてよろしくをお願いします。

○原口育大委員長 それではまた、個別の案につきましては、相談をさせていただくということで実施要綱というか、詰めていかないといけないと思いますので、またそのいろいろ意見を集約してほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、議会基本条例制定についてということで、資料はA3の用紙で11ページと打ってあるものになります。

現状としまして、2010年の6月29日現在で、市議会の中では62市議会が条例を制定されています。兵庫県では、朝来、洲本、養父、加西の順番だったと思うのですが、加西が最後だったと思うのですが、制定されております。

前期の検討としては、中長期的検討項目に設定されておりました。

本委員会としては、検討を行うということで、中長期で棚ざらしではなくて、今回検討を行うということで今回議題に挙げさせてもらっています。

柏木委員。

○柏木 剛委員 これ、検討を行うんですけどね、実際には第1章から第2章、第3章とやっていると、かなり時間がかかったり、手間がかかったりするんですね。

その辺はどんなふうに進める考え方ですか。

○原口育大委員長 先ほどもちょっと出ましたが、体系表の中にですね、議会運営から

市民参加、基本的事項、それぞれあるわけですが、議会基本条例との関連ということで、※印を付けていますが、他市の状況を見ていますと、こういったものについては、基本条例の項目に挙げてやられているというのが大多数です。

ほとんど、まず一番先に作った栗山の例を引いて、それに準じて構成されておって、ほとんどが、第一章がこれで、第二章がこれだと、よく似たようなことになっています。

ただそれを単にコピーするのでは意味がないので、南あわじ市独自にしっかりと協議をして決めたいというふうに思うのですが、やはり参考としては、栗山なり、伊賀なりの基本条例を参考にしてですね、養父がやっていたように、やるとなれば今度は議会基本条例の特別委員会なんかでしっかりとやっていただくということが必要ではないかなと。

だからこの委員会については方向付けだけができればいいのではないかと思ったりしています。

谷口委員。

○谷口博文委員 法整備、条例制定というのはね、僕は安易にすべきではないかと。

秩序が悪いとか、マナーが悪い、倫理観が悪い、法で規制しなくてはいけないというのは日本人としてなさない。実際の話が。何もかもが、法整備が、条例制定がいいという話ではない。

ほんま言ったらすべての人間が正しく生きていたら法律なんかで縛らなくてもかまわないのよ。実際、すべての人間が正しく、人として正しくしていたら法で規制しないといけないという社会がなさないのであってね、私はもっともってこれ、ただ単に全国で62箇所このような議員基本条例制定されているのもっと研究されてですね、なんでそういう法整備を必要かというようなことを、根本的なことを議論したうえで、条例制定すべきだと。

まだまだ3年間かけてもかまわない。十分議論してから。何もかも法で縛るとするのは日本人として人の生き方が、無秩序になるから法律というのが制定されてくるんよ。本当に人間が正しく生きていたら法律なんか規制しなくてもいいんや。

というような思いがありますので、もっと勉強してやったらいいと思います。

○原口育大委員長 出田委員。

○出田裕重委員 谷口委員とは意見が違いますが、前期私も議会改革特別委員会で最後副委員長させていただいて、選挙が終わって、その前期の特別委員会の意向なり、検討結果がまったく生かされていないんじゃないかというような意見も議会の中で出ました。

そのときにいろいろ思ったのですが、谷口委員言われるように、もちろん法律がないのが理想の世界だと思います。孔子が言うように。

そんななかでも議会として、やらないといけないことがあるじゃないかと。先ほどの議会だよりの公表のこともそうなんだろうが、条例を制定してある程度縛りをかけないとこの20人の議会の構成の中で前にいくものもいつまでたっても前にいかないという考えもあるのでね、そういうのも前に行かせるためには、僕は目標を平成何年の何月までに議会基本条例を制定するという目標をもって、その目標に向けてあと半年なのか、あと1年半なのかはまだ決まっていないとは思いますが、その辺の時期的な目標を明確に立てて、議論を進めていくべきかなという、今の心境です。

だからこの特別委員会としても先ほど委員長から内容だけでいいという発言もありましたが、私は議会基本条例の制定をこの特別委員会で素案を出して、進めていただければという思いは持っています。

○原口育大委員長 栗山のことばかり言いますが、栗山が2006年の6月に制定しています。その経過を見ていますと、2000年の地方分権一括法の関係でいろいろと試行錯誤したなかで5、6年かけて条例としてまとめておると。その中身については、義務的なものではなく、規則とか規定、先例、よくある申し合わせというようなことを、すでにあるものをもう一回体系化してというか、議会のあり方、運営等についての基本的な事項を定めた条例とありますように、わかりきったことなんですが、理念としてやっておると。

橋場議長の話なんかを聞いていると、やはり議会后戻りできないように追い込んでしまうというか、報告会を義務づけてしまえば、選挙があつて議員が替わっても、義務づけられているんだから、報告会は続くというふうな、ある意味議会后戻りしてしまうようなかたちのもの。

だから谷口委員が言われたように、そんなものはあんまり縛るべきでないというのも分かるのですが、必要最小限、縛っておく方がいいのではないのかなというふうに。そういうことに賛同して次々と各地で条例が制定されておるのかなというふうに思います。

森上委員。

○森上祐治委員 今、条例とか法律と言っているんですが、私は法律というのは、基本的に人間を縛るというのではなく、本来の法律、法というのはなにかと。例えば道路交通法を見ていましたら、あれは運転者を縛るというのでは違うんよな。もともと道路交通法がなかったら、危なくて運転できないと。一定の市民が、国民が生活しやすいように、運転しやすいように最低限の約束事を決めましょうと。

本来、法というのは人間の権利もろもろの権利を保障するための約束事というのは法の基本的な考え方やな。だから今回の全国的な動きの議会基本条例でも従来いろいろ不文律みたいなのがあつて、議会はそれぞれ努力されてきたものを、もう一回整理して、今の時

代の要請にあったような、もうすこし前進できるようなかたちを成文化していこうという基本的な動きだろうと私は思うんですよ。だから議会をますます活性化するような観点での基本条例であると。私はそういうようにとらえてね。だから基本条例を作ったら議員活動が縛られるようなものだったら作らないほうがいい。そんなだったら。

だから基本条例を作ることによって、議会も活性化するし、市民との関係もよくなると。そういう観点で基本条例を作るスタンスはそうやと思っているんですよ。

今、出田委員のほうから、議会改革の特別委員会がなかで素案を作ったというのは、私もずっと栗山とか、今作っているところの小松島とかね、作られる経過を見てみるとそうとう時間をかけているわけよな。

私の独断かも分からないけども、原口委員長の頭の中では、1年間、任期中にね、できたら特別委員会の基本的な報告を議員に出して、というような動きでいっているのかなど。精力的にこうやって。

だから素案を作るとなれば、時間的に。だからもう1年継続してやるとかだったら話は別なんでしょうけども、だから今回、この1年間で一応の検討結果を報告しておくんだしたら、やりますと。作りますよといようなぐらいで置いておいて、特別委員会ではね。かげで1年なり、2年なりかけて検討しないといけないのと違うかなと思うのですが。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私もあれやで、もちろん法のもとに権利であり、平等であり、法のもとに人としてルールづくりをするというのは私も分かっています。

あくまでも上級法で制定させていたようなやつで、準則で条例をただ単に追随して、ただ単に地域の、よそがしているからと言って、やっぱり条例というのは地域地域の特徴を踏まえた上での条例制定であって、ただ単に上級法が改正されて準則的なものを全国一律に市町村の条例で制定するというのを安易にするべきではないと。

もっと地域の特徴に応じた事情に応じたような条例を制定するべきであると。そういうような意味合いの発言であってね、私自身も当然法のもと、様々な権利であり、自由平等であつたって、あくまでも人としての生き方、あまりルールづくりするのはなさないという基本的な誠意を言っただけで、私は法令遵守は当然のことであって、ただ上級法の法整備がされたと、「準則的に各市町村、そういうような条例を制定しなさいよ、追随してただ単に上から準則的なものがおりにきたので、安易に南あわじ市議会の条例を制定するのではなくて、地域の事情に応じたような条例を制定するためには、ただ単に他所のものをまねするのではなくて、地域の特徴に応じたようなものにするためには、もっともっと十分精査して、審議して制定すべきではないかというような思いで、最初の発言はそういうことなので、誤解のないようにお願いします。

○原口育大委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 私は実は、出田委員の意見に賛成なんです。なんでかといいますと、せっかく時間をかけて9回ですか、やってきてね、今までずっと執行部の反問権の保障とかね、議員間の自由討議とか、ずっと議題を繰り返し協議して、ある程度の方向が見えているんだったらね、せっかくそこまで来ているんだから、また改めてやるんじゃなしに、この中でもう一つそれこそひな形はあるにしても、そういうのを作った方がね、また改めてとなれば、また委員会を作りましょうというのではなくて、せっかくここまで議論しているんだったら、いろいろな意見が続くことが多いと思うんですが、せっかくやっているんですからもったいないという気がするんですが。

その辺、出田委員と似たような話しだと思うんですよ。そういう意見です。

○原口育大委員長 熊田副委員長。

○熊田 司副委員長 僕はこの基本条例はなんの為に作るのかというのを徹底して、谷口委員との意見もあったように、どこかで作っているからうちも作ろうじゃなしに、何の為に南あわじ市は議会基本条例がいるのかと、こうしたいんやというようなことを、目的をしっかりとみんなで決めてからでなかったら、あのまま作っても結局は作ったら作っただけとかいうかたちになると思いますので、まず目的をみんなで徹底的に詰めていくべきではないかなというふうに思うのですが。

○原口育大委員長 そしたらこの議会改革特別委員会、今あるわけですが、これの設置目的があります。それは議会改革特別委員会の設置目的は議会改革に関する調査研究であり、調査結果を基礎として、さらに市民の皆様により身近な議会であるため、議会のあり方や市民参加など、議会の活性化を目指した基本的事項を内容とする議会基本条例などについて調査研究すること。というのがこの議会改革特別委員会を設置したときの提案理由であります。

今、ありましたように市民参加など、議会の活性化を目指した基本的事項を内容とする議会基本条例について調査研究するということでの目的というか、意義というか、に沿って今、研究をこの委員会ですっていると理解しています。

谷口委員。

○谷口博文委員 条例を制定するまでに、もっと案を揉んでくださいと。ここではこういうのは必要やということで、今から条例制定にあたってですよ、地域にあるように第1

章、第1条がどうだこうだということを、本当に一言一句でないけども、文言にしても表現にしても法律に精通した方々のいろんなご指導のもと、そやから安易に国からの準則というか、それをベースにして、ただ単に〇〇市というのを南あわじ市に変えたぐらいでぽんと、議員提案するような状況でなしに、第1章第1条何々について、そういうような専門的というか、議員同士が議論できるようなそういうようなやつを作って十分研究すべきではないかということなんです。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 他市の例というのではないのですが、その議会改革がいかにあるべきかというのは議員の考え方とね、市民の考え方というのがあると思うんです。

どんな議会を求められるのか、改革していくのかということで、養父市の中でフォーラムをやったりとか、先ほどの報告会というのもあったわけですが、それも一つの模擬的なものとしてやるのはいいと思うのですが、市民の声をどう吸収していくのか、またそれを議会改革の中にどのように反映していくのかという手順があると思うのですよ。

ゴールはどこにおくのかというのは別にして、その過程の中で、市民の声を聞き、それを反映させるということを一回やっておくべきだと、そういう議論を通じて基本条例のあり方というのが深まっていくと思うのですが。

○原口育大委員長 確かに今、体系表でやっている項目いっぱい20とかあるわけですし、これは基本条例を制定するときのパーツになるというふうに思っています。だからそのパーツの検証を今行って、それが一通り終わればそれをどういうふうに組み合わせるか、またそれに対してパブリックコメントなり、アンケートなり、市民との意見交換なりを実施して、それをどういうふうに組み合わせるか、取り入れるとかを協議して、基本条例を組み立てて行くべきではないかと思ったりしますので、当面はそのパーツの審査というか、パーツ、パーツを最後までとりあえず委員会として出すと。

ただ相互に関連があると思うので、一つ一つに結論が出ない場合があると思うので、それは今積み残したようになっているのですが、そこらへんも全体が通ったところで、部品を点検して、どれとどれを組み合わせるといふような作業を今期委員会ができればいいし、できないとすればですね、そのパーツの点検が終えた段階で、基本条例が必要かどうかの判断も含めて、私は必要だと思うのですが、結論として出すべきではないかというように思っています。

確かにパブリックコメントとか、いう機会はぜひ作らないといけないと思いましたが、どこも施行前にはフォーラムを開いて周知したり、意見を聞いて施行するというようなかたちをとっているように思います。

森上委員。

○森上祐治委員 この特別委員会、基本的には1年と考えているのかな。今までの流れ、よその流れを見ていたら、改革特別委員会で議論して、十分練って、その上で今度は、そしたら特別委員会で基本条例をつくりましょとなれば、2年ぐらいかけてやね、長いところは一つ一つの今さっき谷口委員さん言われていたように、かなり専門的なレベルのあれも必要だと、いろんな人に意見を聞きながら、内容を作って、条例を作っていく。それだけの時間をかけていると思うんよな。

だから一番あかんのは拙速に走って、形だけ作っておいたらいいわと、そんなんだったら、作らない方がいいと。

だから南あわじ市の特別委員会の動きというのは、私は非常に誇りを持って、非常に前向きに掘り下げて、一つ一つ議論されていっていると。そういう延長線上ではすばらしい基本条例が作れる土壤があるのかなと思いますので、先ほど委員長おっしゃっていたように、できれば特別委員会がまとまったときに市民に呼びかけて、その後、基本条例を作る今度は動きを始めますという流れに今度行っていたらと思うんですが。

○原口育大委員長 特別委員会の設置とか、役員改選について、委員会構成について、ちょっと説明してもらってよろしいですか。

議会事務局長。

○議会事務局長（渚本幸男） この委員会は特別委員会ということで、期限については目的が達成できるまでというのが基本かと思います。

ただ、その中で以前にもあったんですが、総合防災対策、あるいは広報広聴はちょっと例外かと思うのですが、総合防災なんかでも一年単位で役員改選だけして、特別委員会は存続していくということで、その都度、総合防災の特別委員会を一旦終わって、また立ち上げるというのではなくて、役員構成だけを変えていったということはあるんですが、基本的には目的が達成するまでということですよ。

○原口育大委員長 委員構成というのは今までの先例でいくとどうなんでしょうか。

議会事務局長。

○議会事務局長（渚本幸男） 構成する議員の皆さんの構成内容をこの機会に変えませんかということは、それは可能かと思います。

ただこれからもこの特別委員会が存続するのであれば、当然一旦切ってもう一度というのではなくて、継続していくということが望ましいのかなと。

ただもう少し踏み込んで、他の市でもありますように今議会改革特別委員会、それをこの議会基本条例制定特別委員会と、それに限定するというようなところもないことはないので、それに切り替えるということも当然可能かと思うのですが、基本的なことはあくまでも今設置している特別委員会のなかには基本条例も含んでおりますので、基本的には継続するのが望ましいのではないかなと、設置した趣旨からすればそういうことかと思いません。

○原口育大委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 今、局長が言われたように、特別委員会の性格から言えば目的が達成するまで。

委員長の見解は1年と言われている。

やはりこれだけの議会改革という大きな問題に対して、時間を切ってしまうよりも目的が達成するまで時間をかけて議論して作り上げる方がいいのではないかと。

拙速にことを運ぶよりも。

○原口育大委員長 出田委員。

○出田裕重委員 一個一個つぶして行って、議長交際費なんかもこの間から公開するための条例改正をしましたよね。それも議会改革だったと思っていますし、今後、できるものからやっていくということで、個別に条例を改正していくというので、極端な話をしたら、基本条例なんかはいらぬのです。全部条例制定したら、基本条例はいらぬのですから。

ただ、日本全国議会改革が叫ばれている理由ですね、先ほど蛭子委員からもありましたけども、「議員の数を減らせ」というのが日本全国の民意であって、たぶん今のこの間の参議院選挙も国会議員定数を減らせと。そういう世論になっているから、議会としてどうよということで、議会改革が出てきていると思うので、僕は議会の基本条例というのは、この際利用して、象徴という意味でね、この議会基本条例という日本語が象徴になっているだけの話で、その波に乗っていくのも一つの方法なのかなと。

ただ兵庫県内で4つですか、このうちの僕1つの市議会議員から言われたんですが、南あわじでは基本条例はないのかと。それは違うでしょということは僕も言ったんですわ。そんなの20人、中の人間で住民と一緒に考えればいい話であって、要は内容だと僕も思っていますので、これまで半年されてきて、その前にも改選前に1年やってきたという経緯もありますので、慎重に早急に、僕はやっぱりゴールを決めて、何回も言うのですがやるべきかな、という思いはありますので。

○原口育大委員長 それでは審査の途中ですが、一応1時まで昼食休憩をとりまして、今の結論について午後出したいと思いますのでよろしくお願いします。

(休憩 午後 0時00分)

(再開 午後 1時00分)

○原口育大委員長 再開します。

午前中に引き続きまして、議会基本条例の制定についてのまとめをして次に移りたいと思います。

午前中の意見を聞いていますと、詳細はまた後で詰めるということで、とりあえず9月の決算の本会議を対象にして、11月1日の広報で案内して、11月上旬ぐらいで試行的に報告会をするということを踏まえて、基本条例についても、前向きに検討して行って、この特別委員会において、制定に向けての方向性を出していくというふうなことであったかと思うのですが、そういうふうなまとめにさせていただいてよろしいでしょうか。

出田委員。

○出田裕重委員 確認だけですが、この体系表を作ってね、いろいろやっているんですが、これのケツの目標というものはあるんですか。日程的な。

○原口育大委員長 個人的にそこまで全体のスケジュールまではあれなんですけど、工程表の部分で一年間の中で、今の委員の任期といいますか、任期は今の話しではなかったんですが、役員改選が通常あると想定して、それまでに一通り通って、それぞれのことについて整理しておきたいなど。

そういうのが終わった時点で、基本条例のほうについての方向付けを出したいというふうに思っております。

それでは次に市政の重要な計画等を議決事項に追加することについてを議題にしたいと思います。

先ほど追加で資料を配らせていただいたんですが、自治法の96条の2でのことであります。

A3の資料で現状としまして、11ページですが、96条の2に関して、南あわじ市では追加していない。全国709市議会での議決事項の追加状況。2009年7月12日現在でまとめていただいております。

「576市議会が追加していない。86市議会が1件追加している。29市議会が2件

追加している。18市議会が3件以上追加している。追加しているものは、自治体の基本計画、それ以外の重要な計画・マスタープランがある」ということであります。

後から追加で配らせていただいた資料の3枚目ですが、これも19年12月31日現在のものですが、追加議決事件の内容とその市の数を挙げております。こういったものが追加されておるといことです。

あと、この前の江藤先生の話の中にもあったのですが、自治法の一部を改正する法律というのが現在、5月に参議院を通過して、今衆議院のほうで継続審査となっています。その中身の中に、この1(2)の議決事件の範囲の拡大というものと、それと(5)で撤廃する義務づけの中に、市町村基本構想の策定義務というものが入っています。

これが成立すればそういったことが行われるのかなと思いますので、そこらへんを考慮して、検討を願いたいというふうに思います。

この議決事件項目の追加について、ご意見を伺いたいと思います。

そしたらもう1点、参考にお配りしていないのですが、浜田市議会の議会改革のほうの答申というのがありまして、読ませていただきますと、「地方自治法96条第2項に条例で普通地方公共団体に関する事件につき、議会の議決すべきものを定めることができるとされているが、現在浜田市において、議会の議決を要しない事項となっているもののうち、次の事項について、議決事件として追加すべきと考えますので、条例制定に向けて具体的検討を行いたい。

(1) 市基本計画及びその他の基本構想を実現するための重要かつ長期的基本的な計画等の策定または改廃に関すること。(尚、重要または長期的基本的計画等の具体的な定め方については、答申後に議会運営委員会等で検討されたい)。

(2) 市民憲章の制定または改廃に関すること。

(3) 各種の都市宣言の制定または改廃に関すること。

(4) 姉妹都市または友好都市の提携にかんすること。

というような答申をされています。

柏木委員。

○柏木 剛委員 質問ですが、ここに出ている3-2-1というのは、要するに市の政策提案的なものを審議の対象にするかいなかという話と解釈してよろしいんですか。この項目がいまいち分からなかったんですが。政策提案的な話は、あんまり議会の審議事項に入っていないという意味で入れるべきかという、そういう意味合いの項目ですね。

項目の解説が分からないんです。

○原口育大委員長 出田委員。

○出田裕重委員 たぶんこれは執行部で内部的に建てられる計画を議会の審議事項に上げてこいという話ですので、僕の意見としては、それは総合計画の中の基本構想は議決事項でしたけども、基本計画は議決事項でなかったという過去の経緯もありましたけども、その都度、議会で議論していくことなのかなという思いもありながら、あらかじめそういうのを出しているんですか、浜田市というのは。

○原口育大委員長 各市の追加しているところを散見すると、ここにとりまとめて議決事件の追加の状況も書いてありますが、こういったものを議決事件に追加しておるということで、もう一回、自治法の96条の1と2あたりの解説を事務局のほうでお願いできますか。

 議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） 96条については、議決事件として、上げられているもの、これ法律で、例えば予算であったり、条例の制定であったり、決算の認定であったり、いろんな項目が号ごとにあります。これは今までやってきました。

 ただ、2項には、その他、条例によって議決事件とできるものが、置けるという項目があります。それによって、それをこういうものは議決事件ですよということで、条例で定めれば、議決事件にできるということです。

 そういうことで、先ほど浜田市の分があったように、これは議長に答申したものだと思うのですが、そういったものを議決事件にするというようなことです。

 過去いろんな全国でも36市町あるんですが、その基本条例の中でもそういった議決事件を追加したりしているところもございます。それと別個、議決事件を追加する条例の制定というようなところも単独であります。

 いろんなケースがあるんですが、それら例としては、そういうことがあるということです。

 条文を読んだらいいんですが、そういう内容かなと思います。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 私も今、今日の資料を見せていただいて、どういうのが追加議決事件として挙がっているかということで、私も過去4年半あまり、議員をやっていて、素朴にこの辺もやっぱり本来は議会に出してきてやね、審議なりいろんな意見を求めるべきものでないのかなと思った一つが、市民憲章ですね。

 これは市長公室が公募して、いろいろやって、いろいろその手続きを踏んでやられているのは重々分かって、それに対して、内容に対して文句をいうのはまったくないんやけど

も、市の木とか、市の花の選定については、わずか9市やね。というのは従来、こんなのは議会の議決になじまなかったのかなと。例えば日本の花とかあって、あれも、国会で審議されたのはあんまり聞かないし、しかし一方では、場合によっては、市民憲章なんかは、南あわじ市、これからね、ずっと長いこと続いていく、一番の市民の一番大事にしないといけないあれですからね、せめて議会を出してきて検討するようなことも必要ではなかったのかなという素朴な疑問を持ちました。

そういう観点からすると、市の基本計画、将来構想なんかもね、市民の政治参加、行政参加という観点からしていたら我々市民の代表である議会に対しても、やっぱりそういうのを出してきて、市民の代表の意見も聞いて、修正したりだとか、そういう流れも必要なのかなと今の時代。そういう観点で全国的に市の基本計画なり、重要な計画なんかは議決に追加されるという流れなのかなと私は思っているんで、できたら市民憲章はできましたからね、具体的にここだったら基本計画あたりが話題になってくるのかなと思うのですが、そういう観点からすると、議会の市民代表からの立場からすれば追加するべきかと思いません。

○原口育大委員長　　今の基本計画、基本構想については、今の自治法の改正案のなかでは、市町村に策定義務というのを撤廃するという法律改正案が出ていますので、そうなるのと、市はそういうものを作らなくてもいいということになってくる。それについて、江藤先生はこの前、そういうことにならないように、そういう議決事件の中に基本構想とかを盛り込んだ方がいいというニュアンスの話をされたような気がしたのですが、私の解釈間違いかも知れませんが、そういうふうに感じましたので、今の状況からしたら継続審議になっていますが、自民党も民主党も反対はしておりませんし、衆議院は圧倒的に民主党が強いので通るのかと思うのですが、そうなれば今、基本計画、基本構想についてですね、議会が審査する必要がなくなってしまうということの懸念がありますので、私もその部分は、追加しておいていいのではないかというふうに思います。

後で予算の執行部の説明を求めるような部分が出てきますが、それも基本計画に、総合計画とかに基づいておるかということのひとつのチェックポイントにしたりもしていますので、そういう構想がなくなると、ちょっと市全体のものが方向性が、統一性というか、そういうものが失われてしまうのではないかという気がします。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　現行の法律上の定めがある基本構想よね。これは議会の議決を必要とするとなっていると思うのですが、それがなくなるとのこと、しなくてもいいというような考え方に立つと、それは市長なり、選択肢ということになるんですが、基本構想というのはまちづくりの基本であって、そこを抜きにまちづくりというのは進められるもので

はないと思うんですね。

義務的なものがなくなるとするならば、議会基本条例などで、うたっておくということも大事ではないかと。同じような考え方に立ちます。

それで法律の定め、局長からも話があったんですが、こういうふう書いてあるんです。地方自治法第2条第4項に定める基本構想に基づく基本計画の制定については、これは議会の議決を必要とするということですね。

この地方自治法第2条第4項で定める基本構想というのはどういうものか、もう一度説明をお願いしますか。

○原口育大委員長 議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） 基本構想、今、でました基本構想と基本計画というのがありますが、基本的には基本構想というのは市の総合計画というようなことで、10年先を目標にというようなことかと思えます。

南あわじ市の場合は、総合計画が10年先を目標にと。その中で基本計画については前期、後期ということで、5年周期で具体的な計画。その基本計画があって、その下に、実施計画というものがあるかと思えます。それは毎年見直していくというようなことだろうと思えます。

その一番根本になる基本構想、それが法律で96条ではその部分は明記されていませんが、地方自治法の個別条項でその基本構想については、議決事件ですよという明文化されていると。これが地方自治法の改正で義務づけ枠づけのなかで、この条文をあくまでも地方自治体の選択肢というようなことで廃止がされる改正がだされているというようなことです。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そのなぜ廃止するのかということについては知らないのですが、こういう総合計画というのは、人口をどのようにしていくのかとか、産業をどうしていくのかという本当にまちづくりの基本にかかわるものを市がよく考えてそれに対して議会が議決するというような通常のことだと思うのですが、これが法律がなくなることになった場合に、それをどこかで補う必要が出てくると思えますので、こうしたどこでうたうかということになると、やはり議会基本条例のなかでそういう議会の役割というのを示しておくというのが大事なことはないかと思えます。

○原口育大委員長 ちなみに今、南あわじ市は、総合計画は平成19年度から28年度

までの10年間のものをもっておりました、基本計画はその前期5年間と後期5年間ということになりますので、前期は平成23年度までの分は前回も承認してというか、前回取り組んでおるといふうなかたちになっています。

これちょっと教えてほしいのですが、仮に基本条例で議決しなければいけないと追加して、構想を作ること自体は義務が撤廃されていたら、作ってこないものは承認のしようがないと思うので、作りなさいよというようなことを条例として作らないと、結局作ったけども基本構想の策定義務が市にないから、作りませんから審査いりませんとなってしまうんですかね。

議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） 地方自治法の基本構想の部分では、市に策定義務があって、その策定について議決事件になっているという、その2つの規定があるわけです。

それが地方自治法の改正で撤廃されるということになった場合に、その構想そのものの策定する必要があるかどうかというところまで、踏み込んでいくんだらうと思うのですが、地方自治法の改正が全部その基本構想そのものの策定義務が廃止されるということなので、その策定義務が法的に義務がないということになった場合に、任意の策定ということになってくるのだらうと思います。

まして、それを議決事件にというところもなかなか難しい部分があるのですが、いずれにしても、そのいろんな都市計画のマスタープランがあったり、障害者のいろんな計画があったり、その一番基本になる、まち全体の総合計画ですので、それが法律的に義務づけがなくなったとしても、そういう計画は存在していくんだらうと思うんですが、これはあくまでも思いであって、どういうところまで踏み込んでの撤廃をするという趣旨から言うのはちょっと理解はできていないので、適切な答弁はできないのですが。

今、流動的にそういったことが発生しているということです。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 先ほど将来的な構想がないなかで、行政ができないとおっしゃっていたけども、最近議会の基本条例の制定の動きと並行して、まちづくり基本条例というのが全国、地方でも出てきているんよな。

あれも将来、このまちはどういう方向に進むべきか、どういうふうに力をいれるかというのが行政の基本的なスタンスを制定しているものだと思うんですが、その中にたぶん自治法の改正云々別にしてね、まちづくりという観点からしたら、将来的な構想とか、基本計画とか、当然作るべきであらうし、まだ本市は議会基本条例も、まちづくり基本条例も制定されていないと。

やっぱり一方で我々のこういう動きと連動して、行政のほうにもですね、そういう動きも努力してくださいよというようなことも言っていくべきかと思えますし、改正どうかは別にして、将来的な構想というのは組織として、必要ではないかと思うしね。

何の為にそれがなくなっただかという、改正そのものは分からないんですがね。

○原口育大委員長 自治基本条例とか、まちづくり条例というのは、どちらか言うと、執行部側が先行して、作っていたところが多かったと思うんですよ。ただ南あわじ市の場合はできていないということで。

善意に解釈すればそういうマスタープランというのはまずないと、市政運営できないわけですので、撤廃されようとも作ってくれるだろうと。作ってくれたものに対して、基本計画等について議決事件に追加したいと。善意に解釈すればそれですむことなんでしょうけど。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その基本構想もなしに、市長はですよ、市政を運営というのはやれるんでしょうか。

○原口育大委員長 普通はできないと思う。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それはないと思うんですがね。あんまり心配するような話ではないと思うのですが。

そういう議決を要するというにしておけば、作らんとしたんなら、作らなあかんという話しになると思うし。それぐらいのことでいいんじゃないですか。

○原口育大委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 暫時休憩してもらってよろしいですか。

○原口育大委員長 暫時休憩します。

(休憩 午後 1時27分)

(再開 午後 1時43分)

○原口育大委員長 再開します。

柏木委員。

○柏木 剛委員 結局私、この前の研修会のあれを見たんですが、総合計画というのは必要だと思うんですよ。

総合計画をやる場合、審議会が内容を作って、それを議会に基本構想案が提出されと。大概の場合、議会でそのまま可決してしまうと。

ところが、実際には可決したというのは、それに対して議会が責任をもたないといけないと。

ということはもっと前に基本構想の段階からもっとかかわりを持とうという。だから必要な背景とか、なんかについて説明を求めるようなことを条例化して、もう構想ができてはい、可決、否決というのじゃなくて、もっと前からやっていこうじゃないかという、そういうことも議会条例化というふうに解釈してよろしいんですか。

○原口育大委員長 南あわじ市で言うと、総合計画を策定するために、諮問の委員会を作ったり、積み上げてできあがったものについて議会で報告があって、というかたちでとっておると思うので、大体のプランはそういう手順を踏んでくるのではないかと思うので、策定過程というのは、議員は今までもこれからも入っていかないと思いますけども。

阿部委員。

○阿部計一委員 これは市政の重要な計画等を議決事項に追加することができるということで、データも取っているのですが、追加されるものは自治体の基本計画、それ以外に重要な計画マスタープランとかがあると書いてあるのですが、要は当然議会に執行部は諮らなくていいというものでも、ここでそういう条例化して、基本計画の中に入れれば、どんな事件か、事件を選ぶこと自体が難しいのですが、そういうことができますよということだと思っております。となると、どういうものを事件として挙げていくかということも、委員長、難しいと思うんですよ。

これ例を見ていても、追加していないというのが576市議会というようなことで、これは私の個人的な意見やけど、あんまりこれは触らなくてもいいんじゃないかなと。そして、そういう重要な意見が出れば当然議長もおられるし、執行部も議会を無視してやれることでもないし、そういう例を私も経験がありますし、これは何をターゲットにしてやるのかという問題もあるので、委員長なかなか難しいと思います。

○原口育大委員長 阿部委員が言われたのは、執行部との信頼関係の中で、相互信頼を

前提に考えたら必要がないのではないのかと。この地方自治法の議決事件の追加ということについては、先ほど谷口委員言われたように、議会のチェック機能の強化という部分での追加するかということでの追加するかどうかということだと思う。

地方自治法の改正で義務づけを廃止するというのは、自己責任というか、それを拡大して、国のほうが地方に対してですね、自己責任でやれよということを求めてきているのではないかと。

だから自己責任を追加する、議会にはチェック機能を追加するというふうな考え方で、議決事件の範囲については、国のほうも広げてきているという流れかと思います。

ただ、今の意見を聞いていると、「執行部に失礼」というようなことはあまりにも遠慮したような感じがするんですが、相互の信頼関係を図るうえで、そういう重要なことは是非、議会に諮らないといけないみたいな、基本条例的な、自治条例的な項目をどこかに入れると。

96条の2というかたちじゃなしに、そういう理念みたいなものをうたうというのも一つの方法かなというようなことを、今ちらっと思いついたんですが。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員　この資料に書かれていると思うんですが、11ページか。議決事件の追加ということで。現状は南あわじ市では追加がないと。

ただ全国の709市議会での議決事項の追加状況を調べたところ、追加していないのが576。追加しているのはなんぼかと。

追加されているのは、自治体の基本計画、それ以外の計画マスタープランとなると、例えば、障害者福祉計画とか、あるいは老人介護、あるいは介護保険基本計画だったかな、なんぼかのマスタープランがあって、その中に例えば特別養護老人ホームが何床とか、グループホームはどうだとか、足りている、足りていないとか、そういうものがあったり。水道の方は離れたのですが。

いろいろそういう基本的な計画、マスタープランの報告はあっても、議決ではないので、実質的な審議というのにはなっていないと思うんですよ。だからその一步踏み込んで、その内容について、チェックするというようなことが、できるならばより幅広く市民の声を議会として反映させるということが可能になるのかなと思うんですよ。

それともう一点、これは次の第4項目、今日の検討項目4で、執行部の重要施策、議会報告の制度かというものが項目の中にあって、これは後で議論されてくると思うので、触れなかった訳ですが、これについては12ページ。この中で言っていることで、この重要施策、議会報告の制度化の中に書かれているのは、提案に至るまでの経緯、他の自治体に付随の類似する政策との比較検討、総合計画との整合性、財源措置等々こういう議論を可能にしよう。

だから計画が出てくる背景であったり、その検討した経過、こういうことについて詳しく報告していただいて、セットで計画がそれで適切なのか、足りないのか、こういうことを議論していくというのがセットにあるのではないかと思いますよね。

それは議会としての政策提案能力なり、発言権でありますか、そういうことに関わりの持ってくることなので、大事なこととして、議会改革の一つの柱となりうるものではないのかなということで、そういう追加項目としてあげていく。またそれについて執行部のより詳しい説明を求めていく。こういうことがいいのではないかと思います。

○原口育大委員長　　今、養父市、この前行ってきたものの議会基本条例の96条の2項の部分はどういうふうにさわっているか見ていますと、10条で議会は市政振興及び議決責任の役割を市長と分担する観点から、次の事件について議会の議決を必要とします。

(1) 市民憲章の制定または改廃に関すること

(2) 地方自治法第2条第4項に定める基本構想に基づく基本計画の制定に関すること。

2として、議会及び市長等は前項に掲げるもののほか、市行政の各分野における基本的な計画の制定、提携及び協定の締結等にあたって、必要であると認めるときは議決事件の拡大について協議するものとします。

ということで、その他必要のあるものとなると、何かはっきりさせているのは市民憲章と、基本計画ですけども、その他大事なものは協議しましょうよみたいなことを議会基本条例にうたっている。

阿部委員。

○阿部計一委員　　これはやっぱり我々議員と首長との権限の相違というのは、はっきり分からないけども、かなりの開きもあるし、首長の権限にやな、踏み込むようなことはあってはならないと思うので、これは慎重にやらないといけないわな。

委員長が言われたことについては、それは許せる範囲だと思います。ですから、あまり議会改革やからと言って、執行権に及ぶようなことは自治法に触れているので、その辺、慎重にやらないといけないので。今、言われたことが本当に一つの追加するうえで限界でないかと。私はそのように思いますが、それ以上踏み込んでやるんだったら、専門家に来てもらってやらないことには、反対にこっち側が変な結果になるのではないかと思います。

○原口育大委員長　　他市の基本条例の中でそういうふうに厳しくうたっているところと、こういう今、最後言ったように、お互いの信頼関係で理念を書いているところがあるようです。

いかがですか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 阿部委員がおっしゃっていたことも、基本的には計画、基本構想なり、計画について、臨機で議論していこうやないかということであるので、おおきくそれた議論ではないと思いますので、そんな方向でとりまとめられてはどうか。

○原口育大委員長 出田委員。

○出田裕重委員 執行部側と議会側で立場があって、メンツもあると思うんですよね。

この1件追加しているが86、2件が29、3件が18とあるんですが、それぞれ、僕の勝手な憶測ですが、改革は市長がね、やっぱり議会にも手を突っ込んできて、議会も頑張っているんだぞということで、そういう流れでこれが出てきているところも半数ぐらいはあると思うんですよね。でも南あわじ市議会として、執行部にすべて任せるというスタンスではなくて、こういうことも議決事件に出してくださいよというスタンスは持っておかないといけないし、議会だけの独りよがりでもできていかないことだと思いますし、理想は増えれば増えるほどいいんでしょうけども、そこは求めるところとして、理想として掲げながら、僕は現実ね、一個一個いろんな経緯があって、ここに挙がってきていると思うので、その都度と言ってしまえば、ちょっと後退りになるので、そういう重要な計画ができそうやな、いるだろうなという風潮が議会としても感じるものがあれば、執行部に対して、こういうのを議決事件に追加するというのはどうですかというのは議会として、その都度、執行部に求めるというスタンスでいいのかなと。という僕の意見です。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 今、出田委員が言われたのが一番無難な方法やな。私は基本的には、こんなことはする必要はないと思うのですが、特別委員会で議会改革をあえてそういうことをやるのであれば、先ほど私が言ったものだけでも、ごっつい前に言ったことになると思うんですわ。

今、出田委員が言われたことも一つの案としてですけども、それはそのときそのとき事件が挙がってきたときに、そのために議長さんがおられて、市長とのコミュニケーションをとって、いろいろ話が入ってくる。だから議会を無視してやれるはずもないし、あえてかっこつけるというのは表現の仕方がおかしいと思うのですが、やるのであれば、委員長が今、言われたことをね、一つの基本的な資料として出してやね、明記するということがあるんじゃないかなと。

○原口育大委員長 いろいろお聞きしていますと、お互いの信頼の中で協議の場という

か、そういうものを設ける必要があるのかなと感じました。

これは養父市の抜き書きですが、市行政の各分野における基本的な計画の制定、提携及び協定の締結等にあたって、必要があると認めたときは、議決事件の拡大について協議するものとするというふうなことを、中身をもっと検証しないとイケないのですが、そういうことをうたうということではいかがでしょうか。

阿部委員。

○阿部計一委員　　今のこともう一回言ってもらえますか。

○原口育大委員長　　先ほどの養父市の部分を一部抜いただけなんですけど、市行政の各分野における基本的な計画の制定、提携及び協定の締結等にあたって、必要があると認めたときは、議決事件の拡大について協議するものとする。というふうなことで、お互いの中で、これがあることによって、執行部は重要な各分野における基本的な計画、必要があると思っていただければ、当然申し出て協議して議決事件にするかどうかを協議してやるというふうなことをこちらから宣言しておくという意味かなと思うのですが。

川上議長。

○川上 命議長　　これは間抜けになる恐れもあるかならな。みんながそんな提案権のある、それだけ勉強していただいても、ここの一部の人間が理解していても、勉強しないうちにそういうことは危険な状態にあるわの。

ただそれだけ、横で聞いていて。

○原口育大委員長　　先ほど事務局長のほうが、市の木、花について条例を作って、議会に付してきたというふうなスタンスを善意に解釈すると、執行部もこういうことがあることによって、これは見て、条例にするなり、議会の審査に付すということのほうが良いという判断をしてくれるかなというふうに思うので、そういうことを期待して一応、改革委員会の検討結果としては、そういうことを盛り込むという方向でいかがでしょうか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　そんなことはないと思うのですが、協議したくないとか、これはまかせてくださいで終わってしまうのであれば、あまり意味がないと思うのですが。

○原口育大委員長　　なければ、本当にそれで終わってしまうので、あればそれを盾に、こういうことを申し入れてあるのに無視するのかというクレームを付けられるのと違うかと。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 協議をする必要がない。あるいは議決事項にする必要がないということで、地方自治法がもし改正されれば、説明は説明として、こんなことですよということで、事前協議の対象になるようなものでもないわけで、説明会まではね、ぐらいの話になるのかなと、あったとしたもですよ。実質審議があるのかどうなのか、難しい話しかないと。

そこで基本的な大きな政策の基本計画についてはやっぱり、議決事項にするということを提案しておくほうが議会としては強いのかなという思いはします。

一致なかなかできないところではあるんですがね。そういうふうに思います。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 名誉市民であるとか、市民功労者表彰であるとか、たぶん絶対内規的な規定があると思うんですね。

職員の定数等は条例で職員の定数は定められているから、議会の議決とか、定数の変更というのは当然議会の議決を得られないといけないものやし。見ていたら名誉市民とか当然、市長が気に入ったからあげるとかじゃなくて、当然、名誉市民の内規的な規定はあるわけですよ。功労者表彰にしても。

職員の定数というのは条例で定められているはずだし、重要な契約だったって条例でたぶんある。見ていたら小中学校の統廃合等々については市民の理解も得られないといけないケースもあるので、一概に言えないので、委員長が言っていたような裁量の幅を持たしたような状況で、しっかりと議会からも執行部の一方的な暴走をハードルにかけるニュアンスで書いていたら問題ないと思うんですがね。

具体的に細かく書く方が、反対に裁量の幅を縮めてしまう。逃げというか、その他、但しとか、先ほど言っていたような表現にさせていただいたほうが、お互いにいいのではないかと思います。

○原口育大委員長 そんなようなことでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○原口育大委員長 それではそうさせていただきます。

暫時休憩します。

再開は2時15分といたします。

(休憩 午後 2時05分)

(再開 午後 2時15分)

○原口育大委員長 再開します。

次に、執行部の重要施策、議会報告の制度化という部分に入りたいと思います。

資料としてはA3の用紙の12ページになるかと思います。

まず、他市の状況になりますが、制度設計の目的としては「議会は市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長にその説明を求めることを目的と要求しているものとして、提案に至るまでの経緯、他の自治体の類似する政策との比較検討、総合計画との整合性、財源措置、将来にわたってのコスト等がある」現状として、南あわじ市においては、「執行部の重要施策議会報告の制度化はしていません」。これも他市では「基本条例を制定している市及び町議会においては制度化されている場合が多い」という状況でして、前期の検討委員会では、先進事例伊賀市、栗山町議会だと思うのですが、「参考として、引き続き検討していきたい」となっております。

このことについて協議願いたいと思います。

柏木委員。

○柏木 剛委員 伊賀市とか栗山町どちらでもいいのですが、どんな条文になっているのか参考までに要点を教えてくださいませんか。

○原口育大委員長 まず、伊賀市ですが、第9条で議会審議における論点情報の形成ということで、議会は市長が提案する重要な施策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対して次に掲げる事項について明らかにするように求めるものとするとして、政策の発生源、提案に至るまでの経緯。他の自治体の類似する政策との比較検討。市民参加の実施の有無とその内容。総合計画との整合性。財源措置。将来に亘るコスト計算を挙げています。解説として、行政が重要な政策を提案する場合、7つの条件を示すことを求めています。これは政策の公平、透明性の確保と、議会審議での論点の明確化を図ることとしています。

政策の発生源や将来に亘るコスト計算までを求めることで、提出される政策の信頼性が高まると思います。

なお重要な政策とは次の政策をいいます。(1)まちづくりの基本方針や、分野別の計画及び施策事業。(2)市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画及び政策事

業。他市も京丹後とかも似たようなことをやっていますし、栗山も似たようなかたちでやっているといます。

ただ養父市の場合は、この前行ったときにもらった資料では、なにかカードみたいなものを作って、フォームがあって、それに他の市もそうなんでしょうけども、具体的なものを1枚貰いましたよね。

森上委員。

○森上祐治委員　　これちょっとお聞きしたいのですが、伊賀市であるとか、先進地のね、今の議会の動きとして、具体的にどういう場で市長のほうから説明を求めているんですか。

重要施策について、議会基本条例に出ているんでしょ、市長に説明を求めようとしているんですが、例えば、本会議でするのか、委員会でするのか、議員協議会でするのか、どんな場で具体的にそういう説明なんかをされているのでしょうか。

○原口育大委員長　　主に予算のことだと思うので、養父市に行ったときは、議案について、それぞれの議案について、財源であったり、総合計画との整合性であったりという分を書いたものを出していますので、うちも付属資料みたいなことで、予算決算では似たようなものが出ているのかなと思うので、どこまで踏み込んで求めるものかというのはちょっと。

資料の提出という事だと思います。

谷口委員。

○谷口博文委員　　私も議会に出てきて半年あまりなんですけど、一応執行部側からの提案理由の説明をしていただいたうえで、私が疑問に思ったことは、委員会なんかでしたら、財源とかコストとか、そのような質問で、自分自身の理解を深めて行っているんですが、森上委員がおっしゃっていたようにどういうふうなことをやろうとしているのかというのが。

現状でしたら執行部からの提案説明をしていただくと。それでそれぞれの議員個々が疑問に思うことを質疑というか、委員会だったら回数関係なく何回でも自分が納得できるまで私も質問させてもらっているんですが、そういうふうなやり方と何が違うのかなというように思いがあるんですが、そのあたりはどのような違いがあるのかだけ。

○原口育大委員長　　私もはっきりとは分からないのですが、予算審査とか、新しい条例を提案するときに、その一つのチェックシートみたいになっていて、説明資料として求めているんだと思いますので、その条例が、予算案とかが出てくるときに付属して出てきているんだというふうに思うのですが。

楠委員。

○楠 和廣委員 この該当規定等の中にならわれているのですが、これまでも長い間議員生活しているなかで、こういった提案に至るまでの経緯、他の自治体の類似する施策との比較、総合計画との整合性とかいろんな部分にわたって掲載してあるんですが、それぞれの案件、事業も含めてですが、出れば必ず議会として議会サイドとして、それに対する質問がかなり密度の濃い質問がされているように思うのですが、この制度化によって、これまで以上の説明があるのか、制度下によるよい部分、メリットの部分を聞かせてほしい。

○原口育大委員長 おそらく養父市のペーパーを見せてもらおうと、一つの形式として、決めているみたいなので、もちろんこれがなかっても議員は個々に思いついて聞くと思うのですが、あれば確実にそういうことについてチェックができるのかなということで、審議の材料としては、分かりやすくなるのか、議論を深めるためには有意義なのかなというふうに思います。

ただ執行部にすれば、それを作成する手間とかがいつてくるのかなというように思うのですが。

楠委員。

○楠 和廣委員 制度化によって、義務的なものが発生するわけやな。

○原口育大委員長 基本条例にうたえば守って貰わないと困るので、相手に対してですね、そういう説明をしっかりとやってくださいという義務づけになると思います。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 チェックシートというか、説明資料を見れば論点整理というのか、噛み合った議論ができると思うんですよね。

この間、一般質問でも委員会質問でもなぜか論点がずれたようなやりとりがあって、やはり後互いに準備不足という、そんな委員会質疑になってしまう懸念があるんですが、こういうことをやればそういう準備の段階ではある程度絞り込んだ議論ができるのかなと。

資料としてもいい資料と思うのですが。

ここまで求めて、執行部がそれを準備するだけの時間や能力や、そういうものがどれだけできるかということについては、やってみないと分からないところがありますが、議論としては、質疑のね、論点が非常に整理されて実りのある議論になるのではないかなというようなものだと思います。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 この制度化という観点からしたらですね、現在の南あわじ市議会の流れのなかで、例えばその人事案件なんか、いわゆる即決ということであるのですが、一応議員協議会で事前に資料をいただいてね、そこで説明を受けて、質疑をして云々と、それで本会議で採決をとっていますよね、ああいうのは、ある意味で形式的なような感じがするんですが、それよりももっと重要な案件であればね、政策云々と書いてあるんですから。

やっぱりああいう人事案件でいちいち議会の途中で議員協議会をするのであれば、資料の提供ではなくて、それに基づいて、先ほども論点を明確する云々とおっしゃっていたから、資料に基づいて説明して貰って、そこで質疑を事前にするとかいうことも、制度化というのであれば、そんなことも考えられるのではないかと思うのですが、その辺はどうなんでしょうか。

○原口育大委員長 伊賀市の部分で先ほど言いましたけども、重要な施策とはということで、ある程度範囲を絞って、提案してあるので、そこらへんは執行部の裁量のなかでしてくるのではないかと思うのですが。

森上委員。

○森上祐治委員 「執行部の裁量のなかでしてくる」というのはどういうことですか。

○原口育大委員長 作成してくるか、しないかは、何から何まで作成しろというのではないと思うので。

森上委員。

○森上祐治委員 もちろんそうや。

だからそういう重要な案件について、我々必要と思うことについては資料の今、付属資料くれているやないか。これにプラスして、何かこういう観点でそういう資料を提出していただいて、それについての事前というか、本会議で質疑する前に全員でそういう説明を受けて、質疑をするというようなことは考えているんですかね。

○原口育大委員 たぶん今言っている予算の付属資料であったり、決算の付属資料と一緒に出てくるような。あるいは議案と一緒にでてくるような事だと思うので、事前に審査する必要はないと思うのですが。

議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） 今配布されています養父市の様式については、今まで予算資料の中で予算要求、各部局から予算要求するときこういった様式を使っていたと。

それを元に一から作るというのは非常に大変な部分があるので、そういう様式が元々あったということで、それを執行部だけでなしに、議員の皆さんにも説明資料としてこの基本条例に基づいて、出していただくと。説明資料として出していただくということの中で、執行部と協議したなかでそういう様式にしたというような説明を聞いているんですが。

元々こういった様式で要求されていたものを使ったというようなことです。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私も予算の審議のとき、比較的僕は南あわじ市の予算書というのは詳細に書いていただいているなという思いもあります。

我々議員にいただく予算書なんかでも比較的事細かく用件というか、そういうやつも記入していただいているし、比較的親切丁寧に議案書なんかの配布を僕はやっていただいていると。尚且つその上に、こういうふうな重要な案件に対して、していただければありがたい話しやし、別段制度化というか、執行部側が今の予算書に対して、重要な案件に対して、こういうようなものを別途添付していただくような方向にしていいただければ、より理解が深められるのではないかなと。ありがたい話だと。

私はずっと見ていて、南あわじ市の比較的財政の予算書は比較的、細かいことまでしっかりと書いていただいているなという思いがあります。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 谷口委員ね、私の前の会派で、3年前かな、北海道のニセコ町というところに視察に行ったんです。なぜ行ったかということ、いわゆる予算書が非常に市民が読んでも分かりやすいような予算書を作っているということを情報で聞いていたので、そしたら見に行こうということになって、実際安く売ってくれたので、買って来たんですが、あれから見たら今の南あわじ市の予算書は丁寧にしてきていると思うのですが、ニセコ町の予算書。あれは予算書というよりも予算の説明書みたいな感じなのですね。

これは一般の市民が読んでも、あの予算書というのはいかなり見慣れていないとわかりにくいわけよな。項目が書いてあってもこれはなにかと。だからそういう重要な施策から中心にずっとこの事業についてはこんな予算、あれしていつていると、いろんな観点で、確かに私たち素人で見に行っても分かるような。

まだ努力の余地はあると思いますよ、私、南あわじ市でね。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 市民向けには、市民向けで、家計簿にあれしたような状況で、あれ市広報に我が家の家計簿とか言って、それはあくまでも概論的なものを要は予算の大体おおざっぱな配分というか、割を計算して、これが給料で、これが借金で、というような分かりやすいような市民に分かるような表現でやられているような状況で、広報でもやられていると。

尚且つ我々が審議するときには比較的事細かいことも。

ニセコのほうはもっと細かく記載していただいているんですか。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 1センチあまりの分厚い冊子で、非常に字も大きいし、要は読み物みたいな感じになっとるわけや。

説明もちょこちょこしてくれているわけです。基本的には非常に分かりやすいと。

○原口育大委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 これは初めて京丹後市の分、議案第114号、京丹後市国民健康保険条例の一部改正ということで、非常に分かりやすいですね。

この文章だったら、本当にすらすら何枚挙がっても。これはいいですよ。こういう感じのものを出していただいたら、非常に分かりやすいし、条例改正でも言葉がね、なかなかつらいですから。こういう感じのものは今回の議会改革の基本条例の中で要求するんだったら賛成です。ぜひそんな方向でいってもらえれば。こんなに分かりやすいものはないですね。こんな平易な言葉でやってもらったら本当にいいと。ぜひその方向でと思いました。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 勘違いしているのではないかと。

これは市政の重要な計画等議決事項に追加ということで、重要な事件についてでしょ。

予算書の例えば、また出して、見よいけども、そんなことまで言っていたら、そんなのお金もかかるしね、ここらそんなことなら話が違うと思うんよ。重要な案件については議会に協議を例えば、議長に持ってくれということで、いちいちこの例えばゴミ収集について、重要やということで、予算書も出ているわ、重要なもの全部出せとなれば、その事務量とか、紙代から何かといたらすごいお金がかかると思う。だからそんな必要は私はな

いと思う。予算書、私もたいがい頭悪いけど、それなりに見ていたら、分からないことがあれば聞いたらいいしやね。

こんなことまでこの詳細に亘ってね、議会がどうこうというのは、執行部もこんなことはうんとは言わないと思うので。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今、局長の説明であれば、すでに財政に事業として、予算化を求めるときに作った資料。これがそれであるとするならば、改めて調整する必要がないならば、それはそんなに手間のかかることではないように思うんです。

これなんで重要かということになると、不燃ゴミ収集有料化や、今までの違った有料化ということなんでしょ。このもう一つは国民健康保険条例の改正ですよ。

だからこれはこれとして、大きなものとして、字の変更とか、そんなものではない。字の変更は大事なことですが、それに比べたらもう少し重要度の高い、市民生活に直結するということであれば、重要性は比較的高いものかなという印象です。

なんでもかんでもということではなしにですね。

議員としての考え方の違いがあるかも分からないのですが、そういう議論をしていくのに今、質問をしてもなかなかちゃんとした答弁が返ってこないことが多いんですよ。

だから論点の整理をしておくということは、実質審議というのがもっと効率よく、中身のあるものにしていけるのではないかなということをおね、強く思います。

○原口育大委員長 出田委員。

○出田裕重委員 これ全然、僕、京丹後行ってないのですが、だいたいページ数あるんですか。

で、重要施策の議会報告の制度化というのは、たぶん僕の感覚ですが、執行部がこれは議会に説明しないとイケないなと思ったときに、全員協議会で説明をしに来ていると思うんですよ。

それを全員協議会ではなしに、本会議場なり、委員会の場にもってくることを制度化させようというのが議論ですよ。これは。ですよ。

だからこういう書き方で、議員に渡してくれというのは、違う話かなと思うんですが。

京丹後はどうなっているんですか。

○原口育大委員長 詳細は知りませんが、養父市は京丹後をかなり参考にしているので、そういうかたちでこの資料は出ています。

森上委員。

○森上祐治委員　　これ見ていたら、この京丹後市のこのゴミ処理のものなんですが、上のものを見ていたら、予算書ページ178と書いてあるでしょ、説明書では、ページ148に出ていますよと。それについて不燃ゴミ処理有料化というのは、今回の特定の議会での重要な案件の一つだったんだと。そういうあれで、予算書全部説明しているわけじゃないですよ。

特に市民生活に直結するというような観点で、これは具体的に非常に政策の背景とか、経過とかね、具体的に説明されている。これは誰が読んでもかなりよく分かるわな。

これを読んでおいてまで予算書をずっと見ていたら、より具体的に全体的のものが分かってくるということで、そない金も使わなくて、こういうことをしていただいた、例えば傍聴に来る市民にしても、この案件については、こういうことやと。始めてくるひとにもわかりますわ。こういう努力も執行部にしていただけだと。

○原口育大委員長　　出田委員。

○出田裕重委員　　これたぶんね、市のホームページにも行政評価の事業評価シートでホームページにみんな出ているんです。

現状のね、過去の行政評価のやつは、20年度までのものは出ている。

21年度の予算のときにそういう事務事業評価したものを、今回はそれをたたき台に予算にしていますよという資料だと思うんですよ。

○原口育大委員長　　暫時休憩します。

(休憩　午後　2時40分)

(再開　午後　2時51分)

○原口育大委員長　　再開します。
熊田副委員長。

○熊田　司副委員長　　この議会は要求するということになるんですが、議会というのはどうかたちでまとめるのか。

「議会は市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長にその説明を求めることを目的としている」

とこうなりますよね。議会は請求するということですが、議会のどの項目について説明を求めるかというのは、どのようなかたちで決めていくのかというのは、その委員会の委員長で求めていくのか、それとも予算委員会で、全員で予算のメンバーですから、その中でなんとか必要な項目を選び出すのか、そこらへんがこの項目からだったら、手段としてどういう手段で先へ進んでいくのかというのが見えてはこないのですが、ここらへんはどう考えられているのかなあと思うんです。

○原口育大委員長　これも結局は全部だせということではないとは思いますが、重要なものについては、出してこいよということ求めているだけかなと思ったりするんですが、調べてはないので、分からないのですが。

出田委員。

○出田裕重委員　僕も最初から言っているのは、今全協に報告に来ていますよね。誰が重要か判断しているのか、向こうが判断しているのかと思うのですが、その重要度を議会が判断して、全協以外の公式な場で報告をせよという趣旨ですよ。この制定の趣旨は。

全協というのは非公式だから、非公式な場でもいいんですか。皆さんが委員であれば、それこそ執行部との紳士協定でね、都度出してくれよとできることだと思うのですが、そんな紳士協定は無理だから制度化しようというのが趣旨かと思うんですがね、この動きは。

だから、ちょっと事例をよく見てみたいですね。これだけではぜんぜん分からないのですが。

○原口育大委員長　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　報告ということですよ。言われていることは。重要施策を議会に報告するでしょ。

だからその先ほどおかしいなというのは、こういう資料を報告してもらったら、議会に報告したということになるんじゃないですか。

別にここで事前審査のような議論をするんじゃないかと、あくまでも議論は委員会であつたり、本会議であつたりということであると思うんですよ。

他のところの議論というのは、やってもいいけども、それは議会の審議ではないと思うんですよ。

ここで言ったのは、報告というのはある意味で資料の提供であつたり、より論点を繰り返し言いますが、論点を明確にするための調査研究であつたり、議員としての課題であるし、当然より適切な資料配付をいただければ、議論もくねくねと紆余曲折せずに、単刀直入にすっきりとした議論ができると。それが委員会として深まればそれは執行部にとって

も議会にとっても、市民にとってもね、メリットのある話しであると思うんです。

議論するのは委員会であるし、本会議であると。その議案として出されてくるものの説明付属資料の報告ですよ。より今までも非常に精密で様式を整えたものとしてあるわけですから、それは非常に議論に役立つものでないかと。それが委員長の趣旨でないかと思うのですが。

○原口育大委員長　　確かに伊賀市の場合は9条ですけど、読んでいるところらに掲げる事項について、明らかにするよう求めるものにするということになっていますから、要求しておるということであって、あとは執行部のほうの判断でされておるのかなというふうに。義務化までいっていないのかなというふうに思います。

森上委員。

○森上祐治委員　　その辺の情報がね、例えば先進地のこういう伊賀市の基本条例を出していただいていると思うのですが、具体的にどんな動きをしているのかね、事務局のほうで調べていただいて、具体的にどうかたちでこの項目については、議会は執行部が動いているのか、ちょっと次の機会までにもう少し具体的な動きの資料をお願いしたいと思います。

○原口育大委員長　　谷口委員。

○谷口博文委員　　私もちょっと勘違いしたところが。制度化、制度化いうから、今蛭子委員の話聞いていたら、執行部に対して資料請求するというようなことになれば、制度化も何も、資料請求だったら、いつでも詳しい資料を要求というのは当然できると思うんですが。

それで正しい情報があれば、物事の判断というのは、正しい判断ができると思うんです。その辺はどんどんどんどん資料請求できるんだったら、別段やかましいに議論しなくてもかまわないのではないかと思うんですが。

○原口育大委員長　　確かに「求めるものとする」と基本条例に書いてあるということは、議会の姿勢として、そういうものを常に求めているんやと。

とにかく今、森上委員からありましたが、実際の運営について、京丹後、伊賀市あたりがいいと思うのですが、例えば21年9月の定例会ですが、一つに絞っていいと思うので、どういうふうなことであったかということ調べていただいて、それを見て議論したいなというふうに思いますので。

そしたら、この件については、今議論が空想みたいになっていますので、もうちょっと

補強する資料を整えさせていただいて、次回したい。

もう1件、議員研修の充実強化というのがあるのですが、10分休憩してから最後したいと思います。

(休憩 午後 3時00分)

(再開 午後 3時10分)

○原口育大委員長 それでは最後の検討項目であります、議員研修の充実強化についてを議題といたします。

参考資料ですと、現状としては「平成22年度議員研修講師謝礼費として予算を計上して、22年4月27日、江藤俊昭山梨学院大学教授を招いての淡路地域議員研修会が行われ16人の議員が参加した」というのが現状であります。

他のこれも他市の議会基本条例の中には、議員研修の充実強化というのがだいたい入っているようです。

その中身も年1回広く各分野の専門家、市民等との議員研修会を開催するとか、あるいは道とか県とかが主催のそういった研修会に積極的に参加するようにとか、そういうふうなことを条例でうたって、そのための予算をおいているんだと思うのですが、そういうふうな研修を自己研鑽に努めましょうみたいなことを盛り込んでいるというふうには思いません。

柏木委員。

○柏木 剛委員 今の文章でいいんじゃないですか。

○原口育大委員長 そうしましたら、僕もちょっと抜き出してみた中でいきますとですね、議会は議員の資質ならび政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものにするというふうな文言がどこかにありまして、それが一番ぴったりくるかなと思ひまして、書き出してみました。

出田委員。

○出田裕重委員 これは政務調査費は関係ない部類のお金があると思うのですが、そういうので、なんぼぐらいあるんですか。予算。例えば、江藤先生を呼んだお金。

○原口育大委員長 議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） この議員研修が一般的に議員の皆様で全員なり、年に一回研修せんかとか、そういう委員長の話しがあった分については、一応このたび予算化はしておるんです。平成22年度。それで、全体で講師謝礼、旅費含めて20万円。これについては、この前の議会運営委員会ですらどういった趣の研修会をしたらどうかなというような意見を聞かせていただきました。

秋以降ぐらいにそういった研修会をもとうということで、準備をしていたら2か月ぐらいかかってくるので、早めに意見を聞かせていただいて、それに基づいて今年度は進めていこうという計画をし出しています。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 議会改革で私も言わせてもらったんですが、当然職員の研修、充実強化というのは当然、議員としたら当たり前前で、私も図書費であるとか、議員研修はどんどんどんどん積極的にやっていただきたいと。それで先般も議運のほうでお話させていただいたのは、公開、いろんな情報公開それと、個人情報保護、またプライバシー保護、その辺の要は3つの重なるような部分に対して、議員個々、まだ理解していない状況があるのでね、議運のときにそういうふうな法律の専門家を来ていただいてですね、やっぱり情報公開条例に基づく情報公開の必要制、また個人情報保護、またプライバシー保護等々その辺のいろわけをしっかりといただくような、専門家の先生に来ていただいて研修していただきたいという要望を言っているんですが、要はですね、議員として知識を習得するためには、それなりの予算措置してもらわないと、議員報酬といっても、たかだか25万円ぐらいのお金で、本を私も毎月3冊、4冊、しょうもない本も含めて読んでいるんですが、そういうふうなことをしながら、それぞれ議員個々というのはやはり政策というか、地域のためになるような、知識の習得というのは、していると思うんよな。

毎年1回とは言わないけども議員研修というそういう専門的な講師を来ていただいてやるべきだと。

それと前々から言っているように、図書室というか、新庁舎できたときはそういうやつは整備は当然してもらわないといけないけど、その辺がどうも政務調査費等々の15万円貰っていると言われていたけども、あんな使い勝手の悪いような、政務調査費というか、会派でなかったらあかんとか、本購入はあかん、ネットはあかんとか言って、とにかく網をかけられて結局一つも使えないような状況になっているんですが、そこらも含めたうえで、議員の研修はどんどんどんどん積極的にやってくださいと、それだけお願いしておきます。

○原口育大委員長 今、今年度については、今、予算を置いていただいて、議運のほう

にも諮られているということですし、今、意見を聞いていましたら、研修は積極的にやるべきとだというようなことですので、本委員会としては、先ほど言いましたように、議会は議員の資質並びに政策形成立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとするということを申し合わせさせていただいて、具体的には議運で決めていただくということになりますので、そちらにお任せするということがよろしいでしょうか。

また基本条例とかいうことになってきましたら、それも一つのパーツとして入れるかどうかということを検討いただくということで、今日のところはそういう方向で共通認識をもっていただくということではいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○原口育大委員長 それではそのようにさせていただきます。

用意した議題は終わりましたので、その他で何かありますでしょうか。

なければ次回ですけども、体型表で次の部分はかなり確定している分もあるので、議会の基本的事項の残り全部、いきたいなと思います。

一応赤字になっていますが、「時期の議員定数を検討」、「逮捕等による議員報酬の支給停止」、「事務局の外部委託・共同設置」あたりを検討項目にしたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○原口育大委員長 それではまた相談のうえで、開催通知を発送したいと思いますので、よろしくをお願いします。

最後に熊田副委員長。

○熊田 司副委員長 今日は午前10時から長時間にわたる審議ありがとうございました。

以上をもちまして今日の議会改革特別委員会を終了します。

本日はありがとうございました。

(閉会 午後 3時17分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成22年 7月12日

議会改革特別委員会

委員長 原 口 育 大